

愛媛県地域防災計画

(原子力災害対策編)

平成27年度修正

愛媛県地域防災計画

(原子力災害対策編)

策定・修正履歴

昭和52年 2 月 策定

昭和55年 2 月 修正

昭和56年 9 月 修正

平成10年 7 月 修正

平成12年10月 修正

平成16年 5 月 修正

平成22年 3 月 修正

平成23年 7 月 修正

平成25年 2 月 修正

平成25年 7 月 修正

平成26年 3 月 修正

平成27年 8 月 修正

愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）目次

第 1 編 総 論

第 1 章	計画の主旨	1
1-1-1	計画の目的	
1-1-2	計画の性格	
1-1-3	計画の構成	
第 2 章	原子力災害対策重点区域	3
1-2-1	原子力災害対策重点区域	
第 3 章	緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
1-3-1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
1-3-2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	
第 4 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
1-4-1	県	
1-4-2	市町	
1-4-3	関係機関	
1-4-4	原子力事業者	
第 5 章	広域的な活動体制	15
1-5-1	原子力災害時における広域応援協力体制	

第 2 編 原子力災害事前対策

第 1 章	発電所における予防措置等の責務	16
2-1-1	発電所における安全確保	
2-1-2	発電所における防災体制の確立	
2-1-3	発電所における立入検査の実施等	
第 2 章	災害応急体制の整備	17
2-2-1	原子力事業者の防災体制の整備	
2-2-2	県、重点市町及びその他の市町の防災体制の整備	
2-2-3	国との連携による防災体制の整備	
第 3 章	通信連絡体制の整備	20
2-3-1	通信連絡網の整備	
2-3-2	通信連絡体制の確立	
2-3-3	災害時における放送要請に関する協定	
2-3-4	住民等に対する情報伝達体制の整備	
第 4 章	環境放射線モニタリング体制の整備	23
2-4-1	環境放射線モニタリング資機材等の整備	
2-4-2	環境放射線モニタリング体制の整備	
第 5 章	災害警備計画の策定	25
2-5-1	災害警備計画に盛り込む事項	

第6章	緊急被ばく医療体制の整備	26
2-6-1	緊急被ばく医療体制の整備	
2-6-2	緊急被ばく医療資機材等の整備	
第7章	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	29
2-7-1	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	
2-7-2	防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等	
第8章	避難収容活動体制の整備	30
2-8-1	避難所等の指定	
2-8-2	避難経路の指定	
2-8-3	避難所等の設備及び資機材の配備	
2-8-4	避難計画	
2-8-5	避難行動要支援者名簿の作成等	
第9章	緊急物資の確保	36
2-9-1	食料及び生活必需品等の確保	
2-9-2	飲料水等の確保	
2-9-3	医薬品、医療資機材等の確保	
第10章	緊急輸送路の確保体制の整備	38
2-10-1	県の活動	
2-10-2	県警察の活動	
第11章	飲食物の出荷制限、摂取制限	39
2-11-1	県の活動	
第12章	防災知識の普及	40
2-12-1	県の活動	
2-12-2	重点市町の活動	
2-12-3	関係機関の活動	
2-12-4	住民及び事業者の活動	
第13章	原子力防災訓練の実施	43
2-13-1	県原子力防災訓練の実施	
2-13-2	国の実施する原子力総合防災訓練への参加等	
第14章	原子力発電所上空の飛行規制	45
2-14-1	原子力発電所上空の飛行規制	
第15章	広域応援体制の整備	46
2-15-1	他県等との広域応援体制	
2-15-2	警察災害派遣隊の体制	
2-15-3	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
2-15-4	自衛隊派遣要請体制	
2-15-5	被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制	
第16章	県消防防災ヘリコプターの運航	48
2-16-1	原子力災害時における活動の種類	

2-16-2	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	
2-16-3	県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携	
第17章	防災対策資料の整備	49
2-17-1	防災対策資料の整備	
2-17-2	その他原子力防災対策上必要な資料の整備	
第18章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	51
2-18-1	原子力事業者等の活動	
2-18-2	国の活動	
2-18-3	海上保安部の活動	
2-18-4	県及び市町の活動	
2-18-5	消防機関の活動	
2-18-6	県警察の活動	
第19章	複合災害対応に係る体制整備	53
2-19-1	複合災害に係る応急体制の整備	
2-19-2	情報の収集・連絡体制の整備	
2-19-3	緊急時モニタリング体制の整備	
2-19-4	緊急被ばく医療体制の整備	
2-19-5	避難・退避実施体制の整備	
2-19-6	原子力防災に関する知識の普及啓発	
2-19-7	研修及び訓練の実施	
2-19-8	緊急輸送活動体制の整備	
2-19-9	周辺住民への的確な情報伝達体制の整備	
2-19-10	避難路等の整備	

第3編 緊急事態応急対策

第1章	応急措置の概要	55
3-1-1	県のとるべき措置	
3-1-2	重点市町及びその他の市町のとるべき措置	
3-1-3	県民のとるべき措置	
3-1-4	関係機関のとるべき措置	
3-1-5	原子力事業者のとるべき措置	
第2章	県災害対策本部の設置	58
3-2-1	県災害対策本部の設置等の基準	
3-2-2	県の原子力災害発生時の配備体制及び動員計画	
第3章	各機関の活動体制	73
3-3-1	Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制	
3-3-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制	
3-3-3	Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制	
第4章	情報活動	79
3-4-1	Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡	
3-4-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡	
3-4-3	Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡	

第5章 通信連絡	82
3-5-1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡	
3-5-2 原子力災害時における住民等への指示	
第6章 広報・広聴活動	87
3-6-1 県の活動	
3-6-2 重点市町の活動	
3-6-3 その他の市町の活動	
3-6-4 関係機関の活動	
3-6-5 原子力事業者の活動	
3-6-6 県民が必要な情報を入手する方法	
3-6-7 広聴活動	
第7章 緊急時モニタリング等の実施	91
3-7-1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務	
3-7-2 緊急時モニタリング等の実施方法	
3-7-3 海上におけるモニタリングの実施	
3-7-4 上空におけるモニタリングの実施	
3-7-5 モニタリング結果等の共有	
第8章 住民避難等の実施	94
3-8-1 防護対策の決定	
3-8-2 避難等の指示	
3-8-3 避難等の方法	
3-8-4 避難ルートの確保	
3-8-5 避難所の設置	
3-8-6 避難所の運営	
3-8-7 要配慮者の避難誘導	
3-8-8 防災上重要な施設の避難誘導	
3-8-9 広域避難	
3-8-10 避難の長期化への対応	
第9章 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	103
3-9-1 立入制限、交通規制の実施	
3-9-2 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施	
第10章 飲料水・飲食物の摂取制限等	105
3-10-1 飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定	
3-10-2 飲料水の摂取制限	
3-10-3 飲食物の摂取制限	
3-10-4 地域生産物の採取及び出荷制限	
第11章 緊急被ばく医療の実施	108
3-11-1 緊急被ばく医療の組織とその任務	
3-11-2 緊急被ばく医療活動の実施	
3-11-3 緊急被ばく医療体制	
3-11-4 安定ヨウ素剤の予防服用	
第12章 防災業務関係者の防護対策	119
3-12-1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布	

3-12-2 防災業務関係者の被ばく管理

第13章	緊急輸送	121
3-13-1	県の活動	
3-13-2	重点市町の活動	
第14章	消火活動	122
3-14-1	原子力事業者の活動	
3-14-2	消防機関の活動	
3-14-3	県の活動	
第15章	救助・救急活動	123
3-15-1	原子力事業者の活動	
3-15-2	消防機関の活動	
3-15-3	県の活動	
第16章	ボランティアの受入れ	124
第17章	応援協力活動	125
3-17-1	県の活動	
3-17-2	県警察の活動	
3-17-3	重点市町の活動	
3-17-4	国の活動	
3-17-5	自衛隊の災害派遣要請	
3-17-6	海上保安部の活動	
3-17-7	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	
第18章	県消防防災ヘリコプターの活動	128
3-18-1	飛行における安全確保	
3-18-2	関係機関等による活動支援	
第19章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	129
3-19-1	原子力事業者等の活動	
3-19-2	国の活動	
3-19-3	海上保安部の活動	
3-19-4	県の活動	
第20章	複合災害時における応急対策	131
3-20-1	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保	
3-20-2	緊急時モニタリング	
3-20-3	住民への情報伝達活動	
3-20-4	屋内退避、避難等	
3-20-5	緊急被ばく医療	
3-20-6	緊急輸送活動	
3-20-7	救助・救急活動及び消火活動	

第4編 原子力災害中長期対策

第1章	緊急事態解除宣言後の対応	133
-----	--------------	-----

第2章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	133
第3章	汚染の除去等	133
第4章	復旧期モニタリングの実施と結果の公表	133
第5章	各種指示、制限措置の解除	133
4-5-1	各種指示の解除	
4-5-2	各種制限措置の解除	
第6章	災害地域住民に係る記録等の作成	134
4-6-1	災害地域住民の記録	
4-6-2	被害状況調査の実施	
4-6-3	健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備	
4-6-4	災害状況の記録	
第7章	風評被害等の影響の軽減	136
4-7-1	風評被害等の影響の軽減	
第8章	被災者等の生活再建の支援	136
4-8-1	被災者等の生活再建	
4-8-2	被中小企業等に対する支援	
第9章	物価の監視	136
第10章	復旧・復興事業からの暴力団排除	137
第11章	原子力事業者の災害復旧対策	137
4-11-1	災害復旧対策計画の作成	
4-11-2	損害賠償請求等への対応	
4-11-3	県等の行う災害復旧対策への協力	
4-11-4	仮設住宅等の提供	
第12章	災害対策本部等の解散	137
4-12-1	国の原子力災害対策本部の廃止	
4-12-2	県災害対策本部の解散	

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、本計画において採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用するものとする。

なお、この計画は「愛媛県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「愛媛県地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、愛媛県国民保護計画で定める。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、県民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(3) 第 3 編 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第 4 編 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

第 2 章 原子力災害対策重点区域

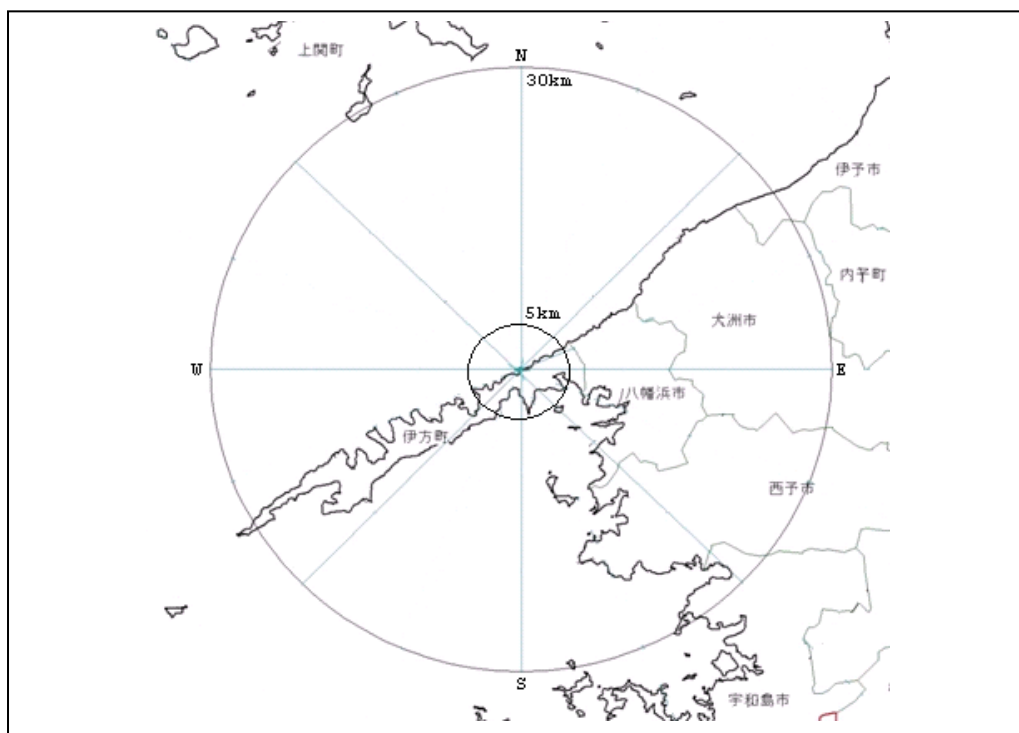
1－2－1 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域は、次のとおりとする。

原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) 〔 予防的防護措置を準備する区域 〕	原子力施設を中心として 概ね半径 5 km の地域	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) 〔 緊急時防護措置を準備する区域 〕	原子力施設を中心として 概ね半径 3 0 km の地域から、 P A Z を除いた地域	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

周辺地域の地図



第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1-3-1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）に基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、P A Z外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難措置等の予防的な防護措置を実施するものとする。

U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

緊急事態区分の概要

区分	概 要	主要な防護措置
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はその恐れがあるため、情報収集や、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。 また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

1-3-2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※8	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※9	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※ 3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※ 3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※ 8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※ 9 根菜、芋類を除く野菜類が対象

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の 2 類型に分類

- ・避難：空間放射線量率等が高い又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第４章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編）第１編第２章に定める事務又は業務の大綱に基づき、特に主なものは次のとおりとする。

１－４－１ 県

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓蒙
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 県広域避難計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難等及び立入制限
- (11) 被災者の救出・救護等の措置
- (12) 緊急被ばく医療措置
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- (19) 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

１－４－２ 市町

１ ＰＡＺ及びＵＰＺに係る伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）

- (1) 市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備

- (3) 原子力防災知識の普及と啓蒙
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 避難行動計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリングへの参画
- (10) 避難等の指示及び避難所の開設
- (11) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (12) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (13) 汚染の除去
- (14) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 重点市町を除く県下市町（以下「その他の市町」という。）

- (1) 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること
- (2) 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- (3) 原子力災害に関する広報

1－4－3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 四国管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること
 - ウ 警察庁及び他管区警察局との連携に関すること
 - エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
 - オ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報の収集・伝達の指導調整に関すること
 - カ 警察通信の確保及び統制に関すること
- (2) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 原子力災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 国立病院等における医療救護の実施に関すること

- (4) 中国四国農政局
 - ア 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関すること
 - イ 原子力災害時における食料等の支援に関すること
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡調整に関すること
- (5) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）
 - 林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること
- (6) 四国経済産業局
 - 原子力災害時における防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
- (7) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 陸上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
 - イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 海上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
- (8) 大阪航空局（松山空港事務所）
 - 原子力災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (9) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）
 - ア 緊急時海上モニタリングの支援に関すること
 - イ 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること
 - ウ 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関すること
 - エ 緊急輸送に関すること
- (10) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
 - 気象情報の伝達に関すること
- (11) 四国総合通信局
 - ア 原子力災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること
 - イ 原子力災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常無線通信の運用監理に関すること
 - ウ 原子力災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること
 - エ 原子力災害時における通信機器の供給の確保に関すること
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導並びに協議に関すること
- (12) 愛媛労働局
 - ア 原子力発電所における労働災害防止対策の周知及び指導に関すること

- イ 原子力発電所の被害状況の把握に関すること
- (13) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所）
原子力災害時における道路交通等の確保に関すること

2 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団等
 - ア 避難の援助等に関すること
 - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
 - ウ 緊急時上空モニタリングの支援に関すること
 - エ 通信支援、人員物資等の陸上輸送支援に関すること
 - オ 炊飯・給水及び宿泊支援に関すること
 - カ その他緊急事態応急対策の支援に関すること
- (2) 海上自衛隊呉地方総監部
 - ア 避難の援助等に関すること
 - イ 原子力災害時における海上輸送支援に関すること
 - ウ 緊急時海上モニタリング支援に関すること
 - エ その他緊急事態応急対策の支援に関すること

3 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること
 - イ 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること
 - ウ 非常緊急通話に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関すること
 - イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあつ旋・指導に関すること
 - エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること
 - オ 各種金融措置の広報に関すること
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 県民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること
 - イ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - ウ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）

原子力災害時における道路交通等の確保に関すること

- (6) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること

- (7) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

- (8) 日本郵便株式会社（四国支社）

原子力災害時における郵便業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関する
こと

- (9) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するための必要な措置に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

医療救護活動の実施の協力に関すること

- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社

ア 県民に対する防災知識の普及に関すること

イ 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること

ウ 県民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること

エ 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること

- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）

ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する
こと

イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること

イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

5 消防機関

- (1) 重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「関係消防機関」という。）

ア 救急、消防防災活動に関すること

イ 住民の避難、誘導等に関すること

- (2) その他の市町を管轄する松山市消防局、新居浜市消防本部、西条市消防本部、今治市消防本部、四国中央市消防本部、東温市消防本部、久万高原町消防本部、愛南町消防本部、上島町消防本部（以下「その他の消防機関」という。）

関係消防機関が実施する救急、消防防災活動及び住民の避難、誘導等に係る協力に関すること

6 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合

ア 被災組合員の援護に関すること

イ 農林物の採取及び出荷制限等に関すること

ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること

- (2) 漁業協同組合

ア 被災組合員の援護に関すること

イ 水産物の採取及び出荷制限等に関すること

ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること

エ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

- (3) 商工会議所、商工会

ア 被災商工業者の援護に関すること

イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること

- (4) 社会福祉施設等管理者

ア 施設利用者等の安全確保に関すること

イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること

- (5) 公益社団法人愛媛県診療放射線技師会

ア 避難住民等のサーベイランス、スクリーニング、除染、放射線に係る相談対応等の実施の協力に関すること

イ 救護所等における放射線防護の実施の協力に関すること

- (6) 一般社団法人愛媛県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること

- (7) 国道九四フェリー

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送船舶（人員、貨物）等の確保に関すること

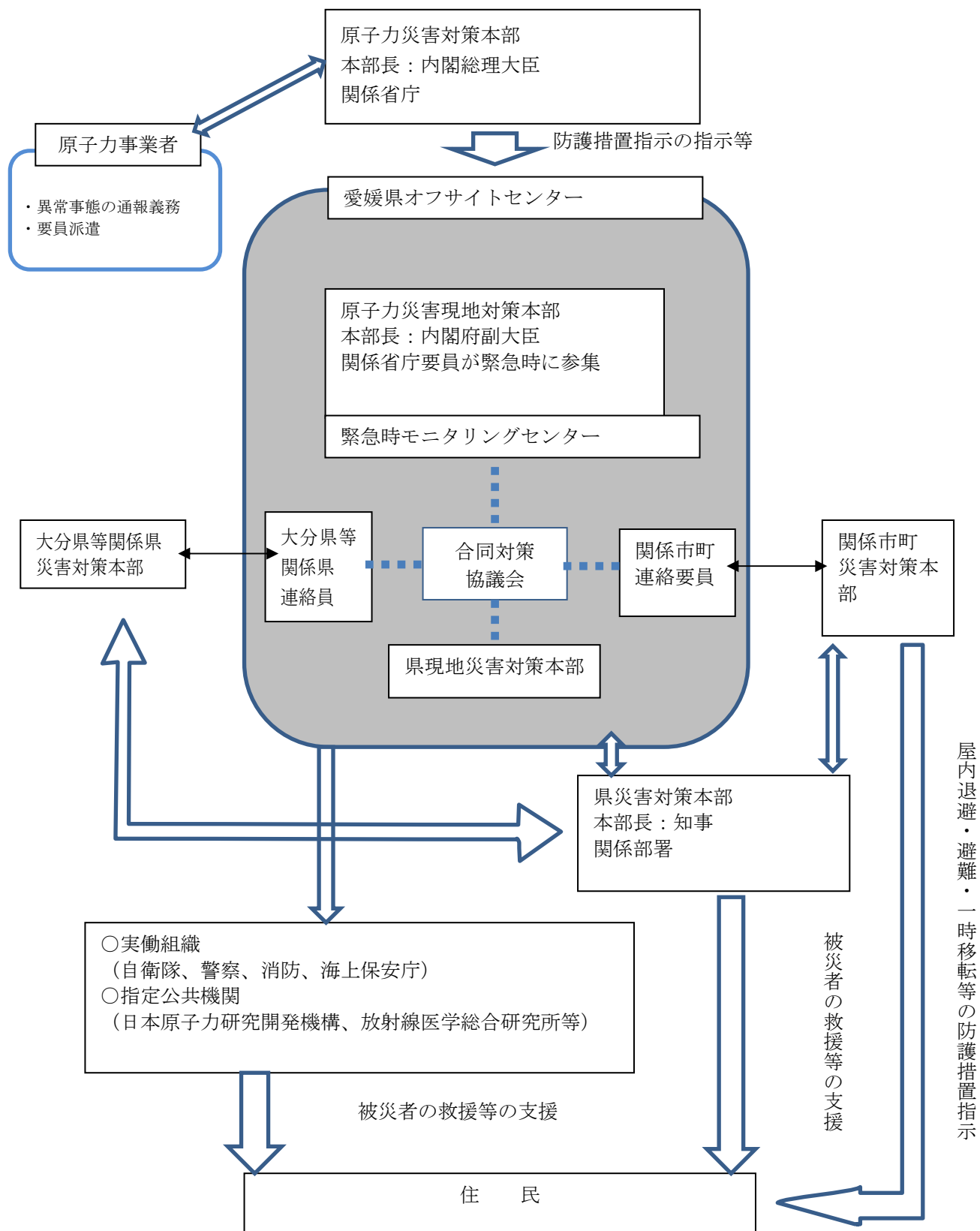
1－4－4 原子力事業者

(1) 四国電力株式会社

- ア 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事
- イ 原子力発電所の防災管理に関する事
- ウ 従業員等に対する教育及び訓練に関する事
- エ 電力供給の確保に関する事
- オ 発災施設の応急対策及び復旧に関する事
- カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事
- キ 緊急時モニタリングの実施又は協力に関する事
- ク 緊急被ばく医療の実施及び協力に関する事
- ケ 汚染拡大防止措置に関する事
- コ その他、県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関する事

第5章 広域的な活動体制

1-5-1 原子力災害時における広域応援協力体制



第 2 編 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。

第 1 章 発電所における予防措置等の責務

2-1-1 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに県及び伊方町との間で締結している安全協定及び県と八幡浜市、大洲市、西予市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

2-1-2 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、原災法等に基づき、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保するなど、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、重点市町及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制の整備に万全を図るものとする。

2-1-3 発電所における立入検査の実施等

県及び伊方町は、国と連携して、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるとともに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、原災法第 32 条の規定に基づき適時適切に立入検査を実施するものとする。

立入検査の実施にあたっては、知事又は町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行うものとする。

また、国は、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行う。

第2章 災害応急体制の整備

国、県、関係機関、原子力事業者等は、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関の連携を日頃から密にしておくものとする。

2-2-1 原子力事業者の防災体制の整備

(1) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止、放射性物質による汚染の除去等に必要な防災要員について、原子力事業所の規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

(2) 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。

また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくものとする。

(3) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。

その際、地域防災計画との整合性を保つ観点から、作成又は修正しようするときはあらかじめ県及び伊方町と誠実に協議するものとする。

(4) 原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器、その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制を、あらかじめ整備するものとする。

(5) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努めるものとする。

(6) 原子力事業者は、原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県及び伊方町に届け出るものとする。

(7) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練を行った時は、県と伊方町に書面により報告するものとする。

(8) 原子力事業者は、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、県、重点市町と協議した上で、後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。

(9) 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備するとともに、その能力を向上させるものとする。

る。

また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要な資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。

2-2-2 県、重点市町及びその他の市町の防災体制の整備

- (1) 県及び重点市町は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策を定めた地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図っておくものとする。
- (2) 県及び重点市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、防災対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
- (3) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より、国の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。また、重点市町も県を通じて、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。
- (4) 県は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。
- (5) 県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の修正について意見を求められた場合は、伊方町を除く重点市町の意見も求めるものとする。
- (6) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届け出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出があった場合、伊方町を除く重点市町に当該届け出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (7) その他の市町は、原子力災害発生時における広域避難者の受入に必要な体制、手順等を整備しておくものとする。
- (8) 県、重点市町及びその他の市町は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (9) 県は、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

2-2-3 国との連携による防災体制の整備

- (1) 県は、国及び重点市町と連携し、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (2) 県は、国と連携し、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。
- (3) 国は、県等が行う情報の収集及び応急対策に係る指導・助言等を行うため、原子力防災専門官をオフサイトセンターに配置する。
- (4) 国、県、重点市町及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておくものとする。
- (5) 国は、オフサイトセンター運営要領及び機能班活動マニュアルを整備するとともに、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (6) 県は、国と連携し、オフサイトセンターが被災した場合の代替施設をあらかじめ複数定めるものとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (7) 国（内閣府）は、原子力防災会議の決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備するものとする。
- (8) 国（内閣府、関係省庁）、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

第 3 章 通信連絡体制の整備

県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実を図るため、通信連絡体制の整備を図るものとする。

2－3－1 通信連絡網の整備

国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において、各機関内部及び各機関相互間並びに対住民等への迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備するとともに機器等の耐震化や浸水に対する対応を考慮した非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む）、通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努めるものとする。

(1) 県

- ア 国・県・重点市町・関係機関・対策拠点施設の間を結ぶ電話・FAX等の専用回線網（地上系・衛星系）
- イ 国・県・重点市町・原子力事業者の間を結ぶテレビ会議システム（地上系・衛星系）
- ウ 県・重点市町・関係機関・原子力事業者の間を結ぶ県防災通信システム（地上系）
- エ 県・重点市町・関係機関の間を結ぶ県防災通信システム（地上系・衛星系）
- オ 国・県・オフサイトセンターを結ぶ衛星固定電話の設備
- カ 原子力災害時における緊急事態応急対策要員の緊急呼出し用携帯電話
- キ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

(2) 重点市町

- ア 防災行政無線（移動系、同報系）
- イ 消防無線
- ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

(3) 原子力事業者

- ア 原子力発電所と県、伊方町をそれぞれ電話・FAXで結ぶ有線専用回線
- イ 国、県、重点市町及び関係機関への一斉FAX（NTT一般回線を使用）
- ウ 原子力事業者内部を専用回線で結ぶ保安電話、PHS等の社内通信施設
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

2－3－2 通信連絡体制の確立

- (1) 各機関は、原子力災害時における各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等

の適正管理に努めるものとする。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施すること。

- (2) 県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目などに係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関に周知する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

- (3) 県、重点市町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

- (4) 原子力事業者は、迅速かつ的確な情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる防災要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するとともに、敷地境界付近における空間ガンマ線を測定するための放射線測定設備（敷地境界モニタリングポスト）及び空間ガンマ線、空間中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持するものとする。

また、排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持するものとする。

2-3-3 災害時における放送要請に関する協定

県は、原子力災害時において、災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の住民等に対する受伝達の迅速・確実を図るため、災害対策基本法に基づき、日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛の間とそれぞれ災害時における放送要請に関する協定を締結するとともに、災害時における住民広報等、発電所周辺地域の住民等に対する情報活動を強化するため、財団法人八西地域総合情報センターとも災害時における放送要請に関する協定を締結しており、今後ともこれら協定に基づく放送要請の運用方法等の習熟に努める。

2－3－4 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (3) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び重点市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第4章 環境放射線モニタリング体制の整備

国、県、重点市町及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

2-4-1 環境放射線モニタリング資機材等の整備

- (1) 県は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、平常時から次の環境放射線モニタリング資機材等を整備・維持管理するものとする。

ア モニタリングステーション、積算線量計等の固定式観測局

イ ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ等の可搬型モニタリング用の設備及び機器

ウ 環境放射線監視テレメータシステム

エ モニタリングカー、携帯型無線機等の関連資機材

オ 環境試料分析装置

カ その他環境モニタリングに必要な資機材

- (2) 国（原子力規制委員会等）、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を常時整備・維持管理するものとする。
- (3) 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備するものとする。

2-4-2 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）については、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県、原子力事業者が実施するものとする。
- (2) 緊急時モニタリングについては、国（原子力規制委員会、全面緊急事態においては原子力災害対策本部）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、原子力規制委員会、関係省庁、県、重点市町、原子力事業者等が連携して実施するものとする。また、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備し、県はその体制整備に協力するものとする。
- (3) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、重点市町、関係機関及び原子力事業者と協力して、緊急時モニタリングの体制等を定めるため、「緊急時モニタリング計画」を

策定するものとする。

- (4) 国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、平時から定期的な連絡会や操作訓練、操作講習会等を実施し、意思疎通を深めるほか、操作方法の習熟と資機材を適正に管理することにより、測定方法の質の維持・向上等に努めるものとする。
- (5) 国（原子力規制委員会等）は、緊急時に「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ作成するほか、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備する。
- (6) 国は、発災時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるよう、緊急時モニタリング計画に基づき、必要な準備を行うものとする。
- (7) 県は、緊急時モニタリングに対応できるよう必要な人員等をあらかじめ定めておくものとする。
- (8) 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

また、自らもモニタリングを行うとともに、国等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。
- (9) 県は、モニタリング情報共有システム（以下「ラミセス」という。）を整備、維持するものとする。

第 5 章 災害警備計画の策定

県警察は、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署及び伊予警察署それぞれにおいて災害の広域化や長期化に対応した原子力災害警備計画を策定するものとする。

2－5－1 災害警備計画に盛り込む事項

- (1) 関係機関との相互連絡（連携）体制の確立
- (2) 緊急時における連絡体制の整備
- (3) 警備体制の整備と確立
- (4) 装備資機材の整備充実
- (5) 教養の推進と訓練の実施
- (6) 交通規制と緊急交通路の確保
- (7) 周辺住民等への情報の伝達及び広報活動
- (8) 屋内退避、避難誘導等の防護活動
- (9) 立入禁止区域等の警戒活動
- (10) 警備業協会との協定による交通誘導及び警戒活動

第 6 章 緊急被ばく医療体制の整備

国、県、その他関係医療機関等は、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、災害の広域化や長期化を想定した緊急被ばく医療体制を整備する。

2-6-1 緊急被ばく医療体制の整備

- (1) 県は、実効的な緊急被ばく医療活動が実施されるよう、国、市町、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 県は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う初期被ばく医療体制及び専門的な診療を行う二次被ばく医療体制並びに、そのネットワークについて、医療関係機関等を積極的に関与させ、構築するよう努めるものとする。
- (3) 国は、高度専門的な診療を行う三次被ばく医療体制を構築するよう努めるものとする。
- (4) 県又は国は、緊急被ばく医療体制の構築にあたり、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関からなる緊急被ばく医療機関を指定するものとする。
- (5) 県は、初期、二次、三次被ばく医療機関との緊密な連携により緊急被ばく医療体制の強化を図るとともに、県外被ばく医療機関等との連携強化に努めるものとする。
- (6) 県は、原子力災害時における救護所等への医療従事者等の派遣体制を整備するため、必要に応じて関係機関と、災害時の医療救護に関する協定を締結するものとする。
- (7) 県は、原子力災害時における緊急被ばく医療活動の手順等を示した緊急被ばく医療活動実施要領を策定するものとする。
- (8) 県は、緊急被ばく医療に係る訓練、研修等の実施や、国、原子力関係機関等が実施する研修等に緊急被ばく医療に従事する医師等の参加を推進するなどにより、緊急被ばく医療に係る人材の育成・確保に努めるものとする。
- (9) 県は、被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (10) 県及び緊急被ばく医療機関は、原子力災害時における緊急被ばく医療の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に緊急被ばく医療資機材の操作訓練、講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。
- (11) 県は、原子力災害時の医療機関、消防機関等関係機関間における連絡、情報の収集・提供・共有を円滑に行うため、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の整備及び平常時からの活用に取り組むものとする。
- (12) 県及び市町は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の

推計等を行うための行動調査を行うものとする。

2-6-2 緊急被ばく医療資機材等の整備

- (1) 県、重点市町、日本赤十字社、緊急被ばく医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、緊急被ばく医療活動を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

- (2) 県は、原子力災害時における緊急被ばく医療に対応できるよう、平常時から次の資機材等を整備・維持管理する。

ア 医療活動用サーバイメータ

イ 内部被ばく検査用ホールボディカウンタ

ウ 甲状腺モニター

エ 放射能除染室

オ 除染キット等関連資機材

カ 被ばく者（異常被ばく又は放射線物質による身体汚染を伴う者又はその恐れのある者）治療用無菌室

キ その他緊急被ばく医療に必要な資機材

- (3) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を備蓄するほか、乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な資機材等を整備する。

また、P A Zについては、全面緊急事態に至った場合、避難と同時に安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、県は、伊方町と協力のうえ、事前に住民に配布することができる体制を整備する。U P Zにおいては、E A Lの設定内容に応じ、P A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、重点市町と協力のうえ、事前に住民に配布することができる体制並びに緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する。

安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、重点市町と協力のうえ、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布するものとする。なお、配布に際しては、調査票や問診等により禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

県は、重点市町と協力のうえ、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。また、事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

県は、重点市町と協力のうえ、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、県は、平常時及び緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にしておくものとし、重点市町等が日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第 7 章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

県、重点市町、関係機関、原子力事業者は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

また、県及び重点市町等関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、防災資機材の整備等に努めるものとする。

2-7-1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

- (1) 県は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材、また、住民避難誘導等に必要な資機材等を整備・維持管理するものとする。

ア 防護服、マスク等の保護具類

イ デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器

ウ 広報車、輸送車両、拡声器等の住民避難誘導用資機材

エ その他原子力緊急事態応急対策に必要な資機材

- (2) 原子力事業者は、原子力緊急事態応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備や応急措置の実施に必要な救急救助用資機材を整備するとともに、国、県、重点市町及び他の原子力事業者の実施する原子力緊急事態応急対策に対し、必要に応じて、除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど、相互に協力するものとする。

また、原子力事業者は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

- (3) 国、重点市町、関係機関は、原子力緊急事態応急対策に必要な資機材を整備・維持管理する。

2-7-2 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

国、県、重点市町、関係機関、原子力事業者は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

第 8 章 避難収容活動体制の整備

県は、重点市町の区域を越えて広域避難を円滑に行うため、広域避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

重点市町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

重点市町は、避難計画の作成にあたり、関係機関と調整のうえ、あらかじめ避難所、避難経路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図るものとする。

2-8-1 避難所等の指定

- (1) 市町は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (2) 県は、市町に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。

また、県は、市町と連携し、避難所及びスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携

行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定めるものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう市町に助言するものとする。

- (3) 県及び市町は、避難場所、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

２－８－２ 避難経路の指定

- (1) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ広域避難計画に基づき広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

- (2) 重点市町は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ避難計画に基づき避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。

イ 避難経路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難経路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

２－８－３ 避難所等の設備及び資機材の配備

重点市町は、避難及び避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備、輸送できるよう準備しておくものとする。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 食料、飲料水、常備薬
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設便所（洋式トイレ）
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等

(17) その他必要と思われる資機材

また、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備に努めるものとする。

2-8-4 避難計画

(1) 広域避難計画

ア 県は、市町と連携し、市町の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成する。

イ また、広域避難計画の作成にあたり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整のうえ、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、併せて関係機関と協力して、避難の長期化に対応した、物資の確保、治安、環境衛生の維持を図るものとする。

ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、重点市町に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援するものとする。

エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

オ 県及び重点市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

カ 重点市町は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

キ その他の市町は、広域避難計画に基づく広域避難者の受入れについて、計画に定めておくものとする。

(2) 重点市町の避難計画

重点市町は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

重点市町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

ア 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

イ 避難所への経路及び誘導方法

ウ 避難に際しての注意事項

エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所における住民登録の実施

(イ) 避難収容中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(オ) 避難住民に対する相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、工場、地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

2-8-5 避難行動要支援者名簿の作成等

県、重点市町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、市町は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮

するものとする。

なお、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

1 県の活動

- (1) 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うものとする。
- (2) 県は、国の協力のもと病院等医療機関の入院患者等の避難に備え、関係機関と連携し、転院先の調整方法について、あらかじめ定めておくものとする。

2 重点市町の活動

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 重点市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 重点市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

ウ 重点市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 重点市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (2) 緊急連絡体制の整備

重点市町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。

- (3) 避難体制の確立

重点市町は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。

また、避難所や避難経路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。

(4) 防災教育・訓練の充実

重点市町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 一時滞在者への配慮

重点市町は、一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

3 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(4) 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

(5) 避難計画の作成

社会福祉施設等管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

4 病院等医療機関管理者の活動

(1) 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携を図りながら原子力災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(2) 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとする。

第9章 緊急物資の確保

国、県、重点市町等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるものとする。

2-9-1 食料及び生活必需品等の確保

国、県、重点市町等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の県民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行うほか、県民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

1 四国経済産業局の活動

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供を行う。
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等と調整し、情報提供を行う。

2 県の活動

- (1) 県は、民間業者と協定を締結し、緊急援護物資の流通備蓄を行い、原子力災害発生時、重点市町が行う被災者援護等を支援する。
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査を定期的実施する。
- (3) 県内における緊急物資調達計画を策定し、大量調達が可能な大手小売業者等及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結する。
- (4) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。
- (5) 流通在庫のない緊急物資備蓄を検討する。
- (6) 重点市町及びその他の市町が行う緊急物資の備蓄を推進する。
- (7) 緊急物資の拠点施設に運送事業者等の施設活用を検討する。
- (8) 県民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。

3 重点市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄をしておくものとする。
- (2) 重点市町における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部を備蓄しておくものとする。
- (4) 重点市町内における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- (7) 給食計画を策定する。

4 県民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

2-9-2 飲料水等の確保

1 県の活動

- (1) 食料及び生活必需品等と同じく緊急援護物資備蓄の一環として、県は民間業者と協定を締結し、流通備蓄を行う。
- (2) 県民及び重点市町が実施する水の確保対策の啓発・指導を行う。

2 重点市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
 - イ 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

2-9-3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を県内5箇所の保健所に分散備蓄するほか、救護班及び緊急被ばく医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 重点市町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

第 10 章 緊急輸送路の確保体制の整備

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県及び県警察は、国、重点市町及びその他の市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

2-10-1 県の活動

- (1) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るものとする。
- (2) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

2-10-2 県警察の活動

- (1) 緊急時の交通規制を円滑に行うため、「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき社団法人愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施するものとする。
- (2) 警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第 1 1 章 飲食物の出荷制限、摂取制限

2－11－1 県の活動

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

県は、重点市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第 1 2 章 防災知識の普及

県、重点市町及び関係機関は、各所属職員をはじめ、県民等に対し災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

2-12-1 県の活動

県は、防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

県は、職員に対し、的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣ほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するなど、次の事項について、教育を行い、原子力防災に関し職員の資質向上に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）と県の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

県教育委員会は、重点市町の市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）をもとに、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

なお、県は、原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、重点市町の小中学校、保育所等の教職員等に対し、原子力防災に関する研修会を開催し、原子力防災に関する理解の促進を図る。

3 県民に対する防災知識の普及

県は、原子力災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、重点市町及び教育機関等と協力し、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 原子力災害に関する一般的知識
- (イ) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (キ) 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- (ク) 避難生活に関する知識
- (ケ) 要配慮者への支援に関する知識
- (コ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (サ) 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 原子力防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 災害教訓の伝承

県、重点市町、その他の市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

２－１２－２ 重点市町の活動

重点市町は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するための教育を行う。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体又は財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

２－１２－３ 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣する。

また、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する原子力防災対策について教育を行うとともに、利用者等の実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

２－１２－４ 住民及び事業者の活動

重点市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。

重点市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう重点市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 1 3 章 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は重点市町の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策及び伊方地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な県原子力防災訓練を実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫するものとする。特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を地域原子力防災協議会において協議する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に、県、重点市町、その他の市町、原子力事業者等は共同して参加するものとする。

2－13－1 県原子力防災訓練の実施

1 県原子力防災訓練の実施責務又は協力

県は、国、重点市町、その他の市町及び関係機関との連携のもと、県原子力防災訓練を実施するものとする。

県原子力防災訓練の実施にあたり、原子力事業者は、これに全面的に協力するものとする。

2 県原子力防災訓練の実施項目

県原子力防災訓練の実施項目は、基本的には次のとおりとすることとし、総合的に実施する訓練については、伊方地域原子力防災協議会において検討することとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時モニタリング訓練
- (3) 災害広報訓練
- (4) 災害対策本部設置訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 緊急被ばく医療活動訓練
- (7) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (8) 住民避難・誘導訓練

(9) 人命救助活動訓練

(10) その他緊急事態応急対策に必要な訓練

3 県原子力防災訓練の実施方法

県は、県原子力防災訓練を実施するにあたり、国の職員の派遣等実態に即したものとす
るほか、最も効果ある方法で訓練を実施するものとする。

また、重点市町は、県原子力防災訓練に住民を参加させるなど、住民の原子力防災に係
る意識向上に努めるものとする。

なお、県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、
当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を
禁止し、又は制限するものとする。

4 県原子力防災訓練実施後の評価等

県は、県原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に
応じ体制の改善等に活用するものとする。

国が参加する総合的な防災訓練の際には、参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定
公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出さ
れた反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地
方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画
やマニュアルの改善等を行うものとする。

2－13－2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練
を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び
原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施につい
ての計画を策定することとされているので、県、重点市町、その他の市町、原子力事業者等
は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合
的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて
実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

第 1 4 章 原子力発電所上空の飛行規制

2－14－1 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」（抄）

昭和44年7月5日付空航第263号
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

「航空法」（抄）

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずる恐れがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を得た場合は、この限りではない。

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を得た場合は、この限りでない。

第 1 5 章 広域応援体制の整備

県、重点市町及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

2-15-1 他県等との広域応援体制

県は、平成13年1月31日付けで他の原子力発電所立地道府県等と締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」の適切な運用を図るとともに、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請への対応に向けて、他の都道府県等と応援協定の締結等を図り、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制を整備するものとする。

2-15-2 警察災害派遣隊の応援体制

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

2-15-3 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、関係消防機関及びその他の消防機関による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備に努めるものとする。

2-15-4 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X
陸上自衛隊第14特科隊	089-975-0911	6-6218	089-975-0911 (交換経由 内線236)
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031 (交換経由 内線5903)

2－15－5 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制

県は、緊急被ばく医療体制の充実を図るため、三次被ばく医療機関等からなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

第 1 6 章 県消防防災ヘリコプターの運航

愛媛県消防防災ヘリコプター「えひめ 2 1」の運航管理体制については、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」によるものとするが、原子力災害時における運用については、特に次のとおりとする。

2－16－1 原子力災害時における活動の種類

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態応急対策要員の輸送
- (2) 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- (3) 被ばく者及び要治療者等の救急搬送
- (4) 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集活動並びにヘリコプター・テレビ電送システムによる同情報の伝達
- (5) その他緊急事態応急対策に必要な活動

2－16－2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

- (1) 重点市町は、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくものとする。
- (2) 県は、原子力災害時に備え、平常時から臨時離着陸場の調査を行っておくものとする。

2－16－3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携

原子力災害情報の収集・連絡及び救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

第 17 章 防災対策資料の整備

県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、防災対策上必要な資料を整備するものとする。

2-17-1 防災対策資料の整備

1 社会環境に関する資料

- (1) 周辺地域の地図
- (2) 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、医療機関、社会福祉施設、刑務所等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備、滑走路の長さ含む。）
- (6) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）
- (9) 鉄道（時刻表含む。）

2 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度）
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図
- (4) 線量推定計算に関する資料
- (5) 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値）
- (6) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (7) 農林水産物の生産及び出荷状況

3 原子力施設（事業所）に関する資料

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子力事業所の施設の配置図

2－17－2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力防災対策上必要な資料の整備に努めるものとする。

- (1) 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- (2) 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- (3) 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- (4) 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）
- (5) 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- (6) 避難計画（地区ごとの避難計画、避難所運用体制）
- (7) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リスト）

第 18 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力に努めるものとする。

2-18-1 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力事業者及び運搬者は、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。
- (2) 原子力事業者及び運搬者は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう体制の整備を図るものとする。
 - ア 国、県、海上保安部等への迅速な通報
 - イ 消火、延焼防止の措置
 - ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立入りを禁止する措置
 - エ モニタリングの実施
 - オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
 - カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
 - キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - ク その他放射線障害の防止のために必要な措置
- (3) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国、県、海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

2-18-2 国の活動

国は、関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議（施設敷地緊急事態の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、对外発表、応急対策等の危険時の措置を、原子力事業者と協力して、国及び原子力事業者が主体的に対応するために必要な体制の整備を図る。

２－１８－３ 海上保安部の活動

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者及び運搬を委託された者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

２－１８－４ 県及び市町の活動

県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

２－１８－５ 消防機関の活動

消防機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

２－１８－６ 県警察の活動

県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者、関係機関等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第 19 章 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制の整備を行うものとする。

2-19-1 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数整備しておくものとする。
- (2) 県及び重点市町は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県及び重点市町は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え広域応援体制の整備に努めることとする。

2-19-2 情報の収集・連絡体制の整備

県は、複合災害時においても、国、重点市町、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努めるものとする。

2-19-3 緊急時モニタリング体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による道路等の被災、自動観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時においても、緊急時モニタリングに支障がないよう電源の強化、耐震性が確保された自動観測局の整備に努めるものとする。

2-19-4 緊急被ばく医療体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による医師及び機器等の不足に備えて、広域応援体制の整備や搬送路、搬送手段の被災に備えた搬送体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

2-19-5 避難・退避実施体制の整備

- (1) 避難誘導計画の整備

重点市町は、避難誘導計画の作成にあたり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成するものとする。また、県は、作成にあたりこれを支援するものとする。

(2) 避難所等の確保及び設置運営

ア 県は、重点市町やその他の市町と協力し、複合災害時の避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図るものとする。

イ 県は、広域的な避難に備え、その他の市町や他県等に対し、避難の受入体制や避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図るものとする。

2-19-6 原子力防災に関する知識の普及啓発

県は、重点市町と協力し、複合災害時における県民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

2-19-7 研修及び訓練の実施

県は、原子力防災研修及び訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応について考慮するものとする。

2-19-8 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難等の対応がとれるよう、防災関係機関と必要な体制整備に努めるものとする。

2-19-9 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努めるものとする。

2-19-10 避難経路となる道路等の整備

- (1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送道路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難経路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策を実施する。

- (2) 港湾・漁港管理者は、防災拠点となる港湾・漁港について、補強対策等を実施する。

第 3 編 緊急事態応急対策

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、県、国、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと緊急事態応急対策に万全を期するものとする。

第 1 章 応急措置の概要

原子力災害時において、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

3-1-1 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の報告受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町への避難者受入要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 緊急被ばく医療措置の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧

- (25) 消防防災ヘリコプターによる緊急事態応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

３－１－２ 重点市町及びその他の市町のとるべき措置

１ 重点市町

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の勧告、指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) その他必要な応急対策の実施

２ その他の市町

- (1) 住民広報の実施
- (2) 避難者の受入れ
- (3) 避難所の設置・運営
- (4) 救援物資の配布
- (5) その他重点市町における応急対策の応援

３－１－３ 県民のとるべき措置

重点市町災害対策本部長の指示による避難行動等の実施

３－１－４ 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の県、重点市町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、重点市町の要請に基づく救援の実施
- (4) 県、重点市町と一体となった緊急事態応急対策の実施

- (5) その他必要な応急対策の実施

３－１－５ 原子力事業者のとりべき措置

- (1) 災害情報の国、県、重点市町及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

第 2 章 県災害対策本部の設置

3-2-1 県災害対策本部の設置等の基準

知事は、原子力発電所にかかる防災対策については、次の判断基準に基づき、国と協議のうえ、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を行うものとする。

1 災害警戒本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 警戒事態が発生したとき（別表 1）
- (イ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 原子力災害等の警戒にあたる必要がなくなったとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害警戒本部に、災害警戒室及び各対策部を置く。

また、原子力災害時において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、オフサイトセンター（状況により南予地方局八幡浜支局（以下「八幡浜支局」という。）等）に現地災害警戒本部を設置する。

その他、災害警戒本部の編成及び運営については、別に知事が定めるところによる。

イ 所掌事務

災害警戒本部は、原子力災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る事務を実施する。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、災害警戒本部を設置した場合、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、災害対処方針等について協議する。

(4) 参集及び配備

災害警戒室及び各対策部並びに八幡浜支局においては、災害警戒本部が設置された場合、直ちに初期の情報収集活動を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務にあたるとともに、災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員を拡大する。

2 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 施設敷地緊急事態が発生したとき（別表 2）
- (イ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 予想される原子力災害の発生がないとき

- (イ) 緊急事態応急対策措置が完了したとき
- (2) 組織及び所掌事務
- ア 組織
- 災害対策本部に、統括司令部及び各対策部を置く。
- また、原子力災害時において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、オフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に現地災害対策本部を設置する。
- その他、災害対策本部の編成及び運営については、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年条例第50号）及び愛媛県災害対策本部要綱の定めるところによる。
- イ 所掌事務
- 災害対策本部が所掌する事務は、愛媛県災害対策本部要綱による。
- なお、現地災害対策本部で対策実施及び調整できる事務は、現地災害対策本部において対処する。
- (3) 災害対策本部会議の開催
- 本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動等について協議する。
- (4) 参集及び配備
- ア 統括司令部及び各対策部並びにオフサイトセンターにおいては、災害対策本部が設置された場合、直ちに原子力災害への応急対応を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たる。
- イ 本部長は、原子力災害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じてオフサイトセンターへ派遣する。

県災害対策本部設置等の判断基準

判 断 基 準		本部の設置等	県 の 主 な 対 応
A レベル	(1)警戒事態が発生したとき (別表1) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害警戒本部 の設置	①原子力規制委員会原子力事故 現地警戒本部との連携 ②災害警戒本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への発表 ⑤立入調査の実施 ⑥緊急時モニタリングの準備 ⑦国との対策協議 ⑧防災関係機関への連絡 ⑨その他必要な災害応急対策
B レベル	(1)施設敷地緊急事態が発生したとき (別表2) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置	①国の現地事故対策連絡会議 への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への発表 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥緊急被ばく医療の実施 ※ ⑦国の専門家の派遣要請 ⑧その他必要な災害応急対策
C レベル	(1)全面緊急事態が発生したとき (別表3) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置	①原子力災害合同対策協議会 への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への発表 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥緊急被ばく医療の実施 ⑦その他必要な災害応急対策

※ : Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長が必要と認めた場合、県緊急被ばく医療本部を設置し、緊急被ばく医療を実施するものとする。

別表1 警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01)	四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき。
2. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。
3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5. 全交流電源喪失のおそれ (3号機) (AL25)	全交流電源喪失のおそれ (1, 2号機) (AL26)
全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)	原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)	使用済燃料貯蔵槽が一定の水位まで低下したとき。
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42)	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
11. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)	重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。

警戒事態を判断するEAL
12. 外的事象(自然災害)の発生 (1) 大地震の発生 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 大津波警報の発令 県内において大津波警報が発令された場合 (3) その他 原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき(竜巻、洪水、台風、火山等)。
13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 (1) オンサイト統括補佐が警戒事象と認める事象 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 (2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。

各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01) 四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。 または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02) 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03) 放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。
4. 火災、爆発等による放射線量の検出(SE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。
5. 火災、爆発等による放射性物質の放出(SE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。
7. 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動(SE21)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。
9. 全交流電源の30分以上喪失(3号機)(SE25)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。 ※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「SE26」を適用する。
10. 全交流電源の5分以上喪失(1, 2号機)(SE26)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。
11. 直流電源の部分喪失(SE27)	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。
12. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。
15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42)	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。
17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53)	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。
20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。
21. 特定事象にかかる緊急事態事象の発生(SE54)	各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

別表3 全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。 または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒
3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。
4. 火災、爆発等による異常な放射線量の検出(GE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。
5. 火災、爆発等による放射性物質の異常放出(GE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

全面緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故 (GE06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。
7. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11)	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないとき。
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE21)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE24)	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。
10. 全交流電源の1時間以上喪失 (3号機) (GE25)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。 ※ただし、新規規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「GE26」を適用する。
11. 全交流電源の30分以上喪失 (1, 2号機) (GE26)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。
12. 全直流電源の5分以上喪失 (GE27)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。
13. 炉心損傷の検出 (GE28)	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。
14. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29)	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE30)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
16. 格納容器圧力の異常上昇 (GE41)	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。
17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性 (GE42)	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。

全面緊急事態を判断するEAL
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

各項目中の()内に記載している番号(GE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

3-2-2 県の原子力災害発生時の配備体制及び動員計画

1 配備体制

県は、原子力災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

原子力災害時における職員の配備体制

配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
災害警戒本部設置	Aレベル	情報通信活動、防災資機材の準備、立入調査、発電所周辺の平常時モニタリングの強化などの環境調査等を実施する体制	左記の災害応急対策業務を実施するために必要な人員 ※ 災害応急業務の必要にあわせ順次配備人員を拡大
災害対策本部設置 第 1 配 備	Bレベル	緊急時モニタリングの実施、避難所・救護所の設営準備、住民広報の強化その他必要な災害応急対策を実施する体制	左記の災害応急対策業務を実施するために必要な人員
災害対策本部設置 第 2 配 備	Cレベル	住民避難、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制	左記の災害応急対策業務を実施するために必要な人員

2 職員の動員計画

- (1) 本庁各部及び地方局は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員するものとする。
- (2) 配備要員にあたった職員は、勤務時間外において、携帯電話等により登庁の連絡を受けた場合、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。

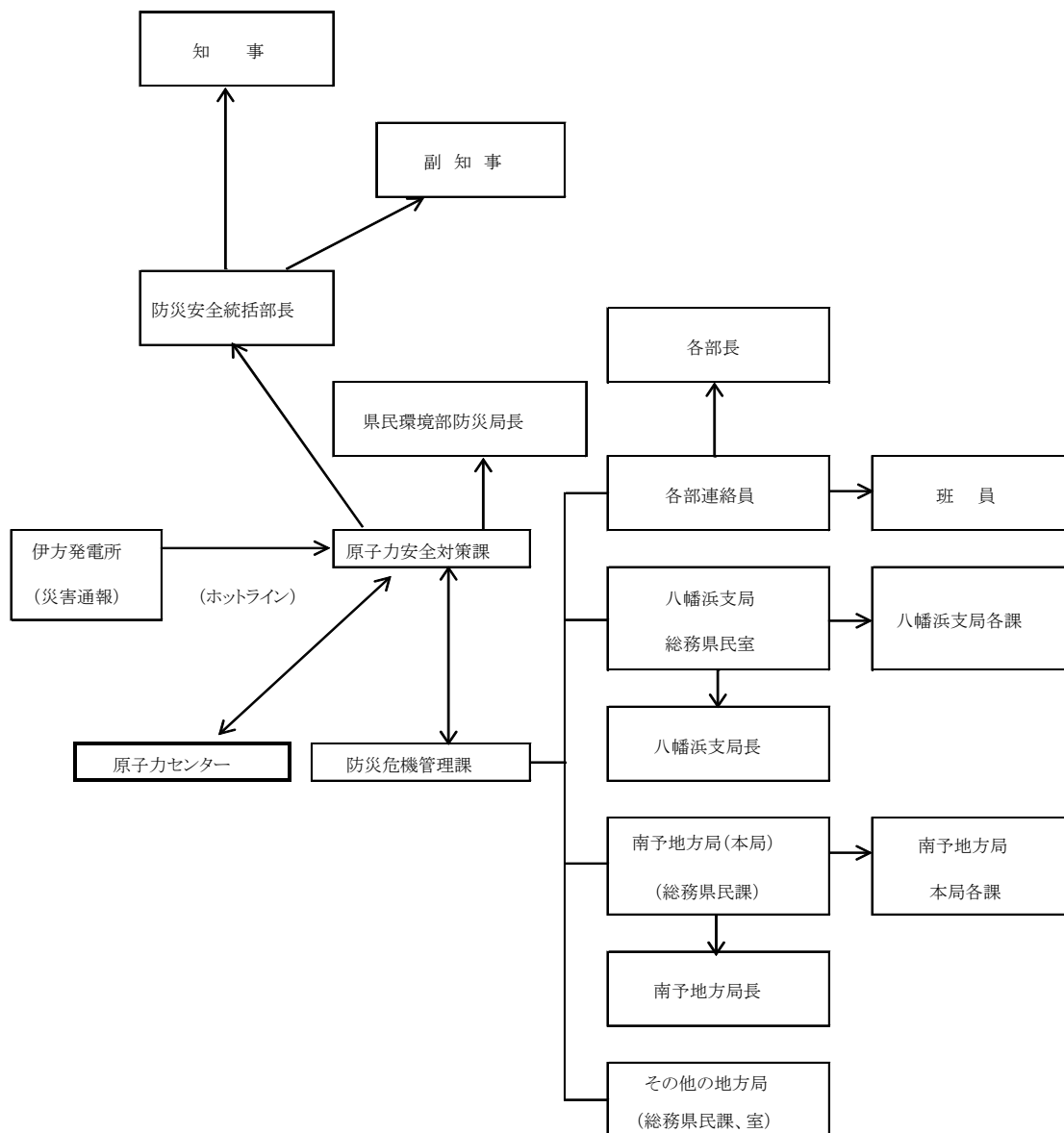
また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁するものとする。

- (3) 広報広聴課は、必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼するものとする。

3 職員の動員系統

- (1) 職員の動員系統は次によるものとする。



(2) 勤務時間外における原子力安全対策課職員の動員

ア 伊方発電所から災害通報を原子力安全対策課で受信

イ 当直者は、直ちに原子力安全対策課職員に連絡

連絡先 : 原子力防災グループ担当係長（不在時の場合、主幹、原子力安全対策課長の順）

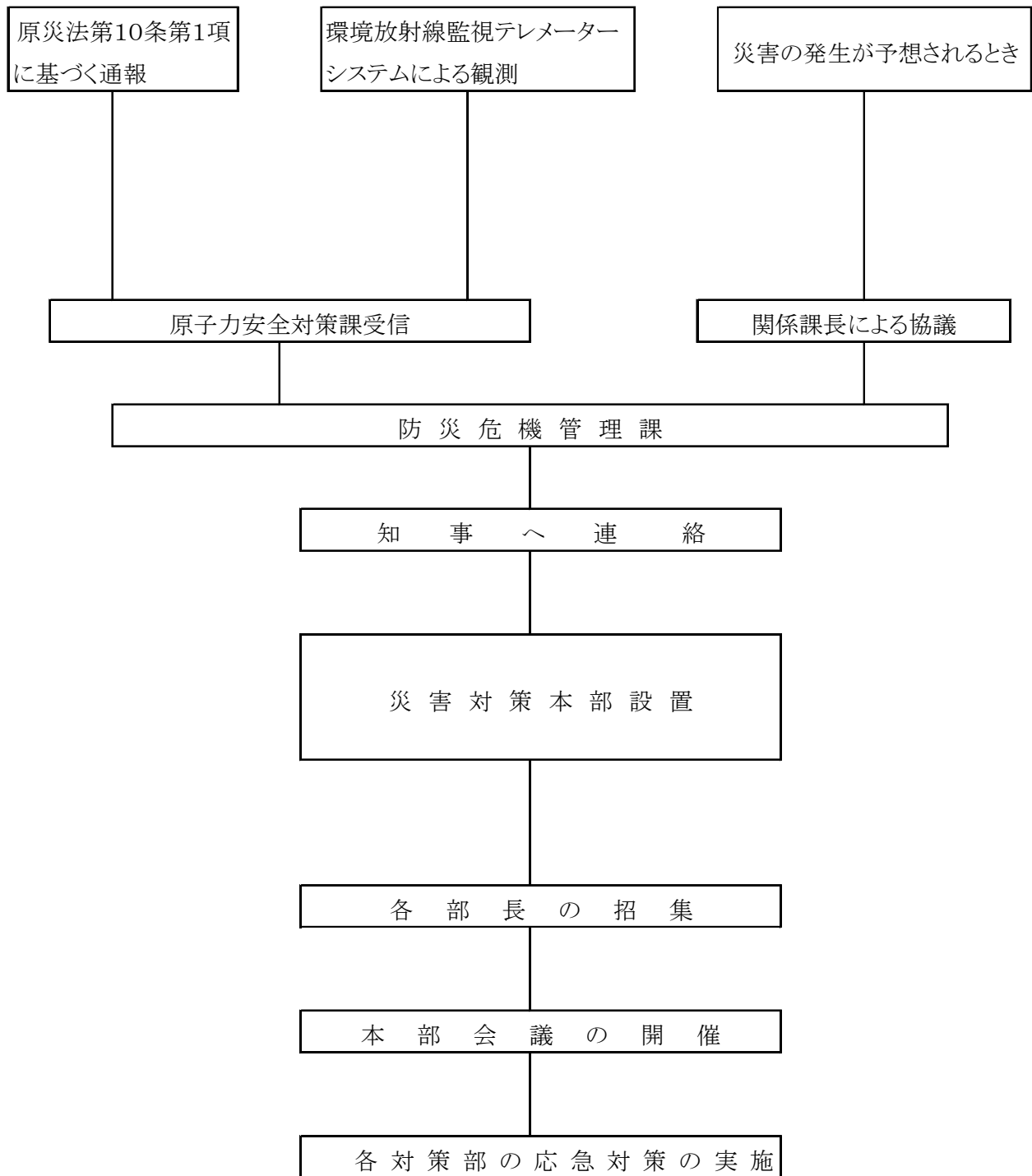
連絡方法：電話

ウ 原子力安全対策課職員は、携帯電話を常時携帯しておく。

エ 連絡を受けた職員は、動員計画に基づき、他の原子力安全対策課職員及び防災危機管理課防災企画グループ担当係長（不在の場合、防災企画グループ係員、主幹、防災危機管理課長）に連絡を行うとともに、直ちに参集する。

オ 参集した職員は、速やかに各関係機関への連絡、情報収集等を行う。

愛媛県災害対策本部会議を開催する場合の連絡系統図



第 3 章 各機関の活動体制

原子力災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、国、県、重点市町、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

3-3-1 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生 of 通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制をとるものとする。

2 県の活動体制

(1) 県災害警戒本部の設置

防災安全統括部長は、警戒事象の発生など A レベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議するものとする。

(2) 関係課長会議の開催

防災危機管理課長は、A レベルに至った場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(3) 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに八幡浜支局において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(4) オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、A レベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(5) 愛媛県モニタリング本部の設置

県は、警戒事態に至った際には、速やかに愛媛県モニタリング本部を原子力センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

3 重点市町の活動体制

重点市町は、警戒事象の通報がなされた場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備するものとする。また、伊方町及び八幡浜市は、愛媛県モニタリング本部への職員の派遣を実施する。

3-3-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

- (1) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。
- (2) 原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣するなどにより、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。
- (4) 原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。

さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

2 国の活動体制

- (1) 原子力防災専門官の対応

施設敷地緊急事象発生の通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県、重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

- (2) 関係省庁事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事象発生の通報がなされた場合、国は当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

- (3) 現地事故対策連絡会議の開催

国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、必要に応じ、職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

- (4) 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター等に緊急時モニタリングセンターを設置し、必要に応じた要員数等の調整を開始するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

3 県の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置

施設敷地緊急事象の発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国

に連絡するものとする。

(2) 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

Bレベルに至った場合、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、災害対策本部長の命により、現地災害対策本部を、オフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

(4) 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局は、現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

(5) 東予地方局の応援体制

東予地方局（今治支局含む。）は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

(6) 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡調整を行うものとする。

(7) 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地道府県は、速やかに応援体制を整えるものとする。

(8) 緊急時モニタリングセンターへの参画

愛媛県モニタリング本部は、緊急時モニタリングセンター設置時に緊急時モニタリングセンターに再編されるものとし、緊急時モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

4 重点市町の活動体制

(1) 重点市町

重点市町の長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、市町対策本部等を設置し、警戒体制又は応急対策等の実施に必要な体制をとるものとする。また、緊急時モニタリングセンターの構成員として、職員の派遣を実施する。

5 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、必要な応急対策を実施するため、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3-3-3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制

1 国の活動体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする原子力現地対策本部を設置する。

2 原子力災害合同対策協議会の設置

(1) 国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営されるものとする。

(3) 全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

(4) 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。

(6) 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

3 オフサイトセンターにおける機能グループ活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととする。

なお、機能グループの役割については以下のとおりとし、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

オフサイトセンターにおける機能班の役割

班	機 能	役 割
総 括 班	総合調整	・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 協議会の運営 ・ 班間連絡・調整 ・ 国本部、県、重点市町本部等との連絡調整
広 報 班	住民への広報 報道機関対応	・ 住民からの問い合わせの等への対応 ・ 国本部、県、市町本部等への情報共有 ・ 報道機関への対応 等
プラントチ ーム	事故状況把握 進展予測	・ プラント状況に関する情報提供 ・ 事故情報の把握および進展予測 等
放 射 線 班	緊急時モニタリング結 果の収集・整理、放射線 影響予測	・ 国本部及び緊急時モニタリングセンター等との情報共有、調整 ・ 除染及び汚染廃棄物処理等の調整 等
医 療 班	被災者の医療活動の 把握・調整	・ 被災者の医療活動の調整 ・ スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集 ・ 緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査 等
住 民 安 全 班	被災者の援助及び社会 秩序の維持活動の把握・調整	・ 避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・ 住民避難状況に係る情報収集 ・ 輸送に係る調整 等
実 動 対 処 班	省庁、官邸との連絡調整	・ 実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整 等
運 営 支 援 班	オフサイトセンターの 管理	・ 参集者の食料等の確保 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ 各種通信回線の確保 等

4 県の活動体制

(1) 災害対策本部の体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、機能班が活動を開始した場合、それ以前に県現地災害対策本部等が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能

班に「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

第 4 章 情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

3-4-1 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

1 警戒事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。

さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

- (2) 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、原子力事業者はその結果を県等に連絡するものとする。ただし、降水による自然放射線の上昇及び落雷の影響による場合を除く。
- (3) 原子力事業者から通報を受けた県は、直ちに内閣府、原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部、自衛隊、警察本部、重点市町及び原子力防災専門官等に連絡し、通報連絡内容を相互確認する。
- (4) 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。

また、国（内閣府）は、県及び伊方町に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するほか、その他の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

- (5) 県は、事故の影響が発電所周辺に及び又は及ぶ恐れがあると判断した場合には、その他の市町及び関係機関等に通報連絡することとする。

2 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。
- (2) 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

- (3) 重点市町は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ管轄の警察署、松山・宇和島海上保安部及び関係消防機関に対し、通報連絡をするものとする。

3-4-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。
- (2) 県は、原子力防災管理者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官に連絡するものとする。ただし、落雷の影響による場合を除く。
- 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況を確認するよう指示し、その結果を国、県、重点市町に連絡するものとする。
- (3) 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について県、県警察本部、重点市町に連絡するとともに公衆に周知する。
- (4) 国（内閣府）は、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、伊方町以外の重点市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他の市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。
- (5) 原子力保安検査官は、施設敷地緊急事象発生後、直ちに現場の状況等を確認して、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また原子力防災専門官は、収集した情報を整理して国、県、重点市町に連絡する。
- (6) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、重点市町、その他の市町及び関係機関に連絡するものとする。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- (2) 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、重点市町、現地事故対策連絡会議等との間において、連絡・調整等を行うよう指示するなど

現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県及び重点市町等との間において、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。

- (3) 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (4) 県、重点市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

3－4－3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡

1 緊急事態宣言発出情報の連絡

国は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- (1) 国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- (2) 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- (3) 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等の間の連絡調整等を引き続き行う。

第 5 章 通 信 連 絡

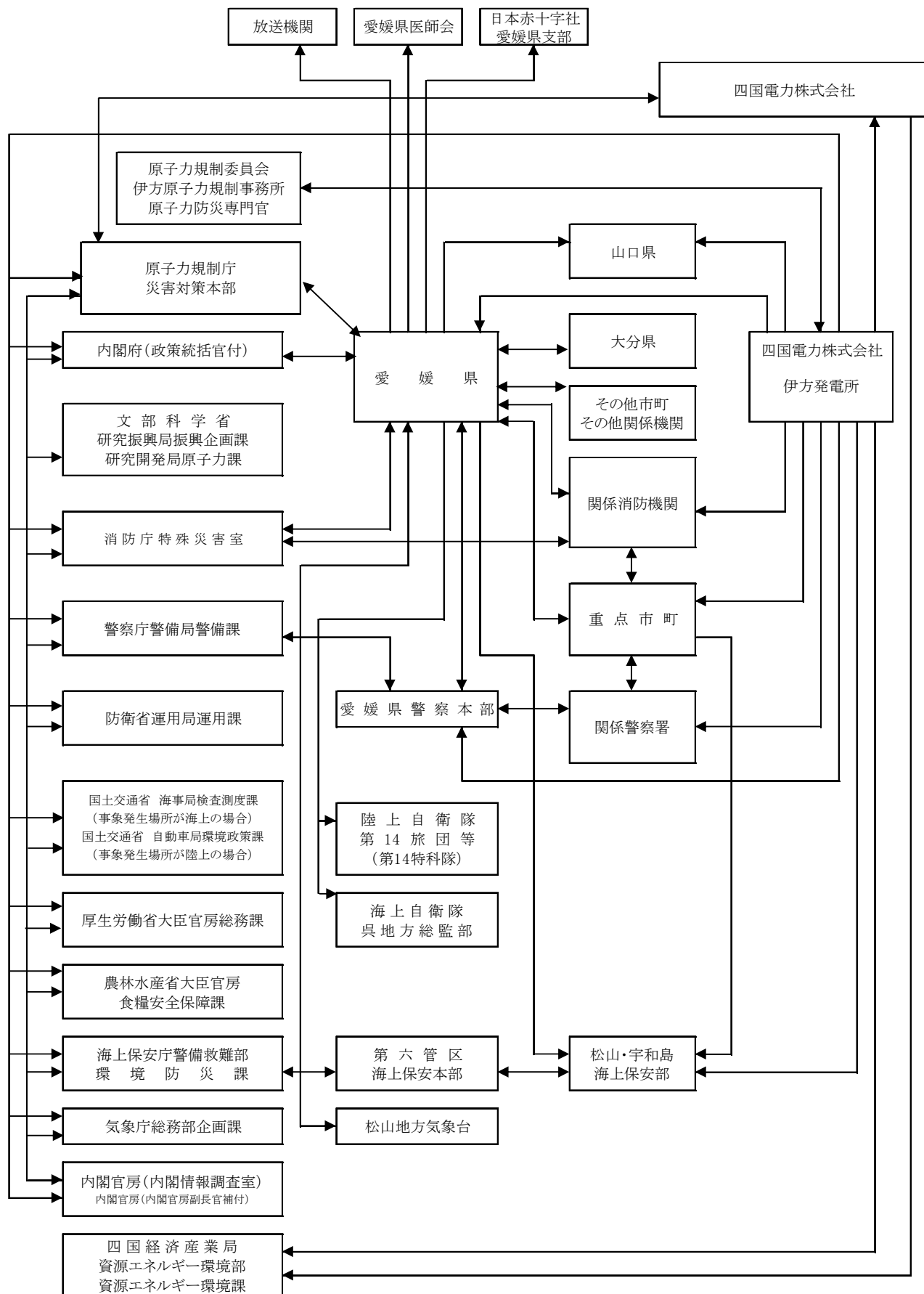
原子力災害が発生し、又は発生のある恐れがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

3－5－1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

1 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は次の系統図によるものとする。

災害時における通信連絡系統図



2 通信連絡手段

(1) 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用するものとする。

(2) 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図るものとする。

(3) 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図るものとする。

3-5-2 原子力災害時における住民等への指示

1 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示系統は、次の指示系統図によるものとする。

指示にあたっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

2 住民等への指示手段

各機関は、緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。

(1) 県

ア 広報車、消防防災ヘリコプター

イ Lアラート

ウ ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、緊急速報メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送

エ その他

(2) 重点市町

ア 防災行政無線（同報系）（戸別受信機含む）

イ IP告知端末

ウ コミュニティFM

エ 登録制メール

オ 広報車

カ インターネット、ソーシャルメディア

キ 拡声器

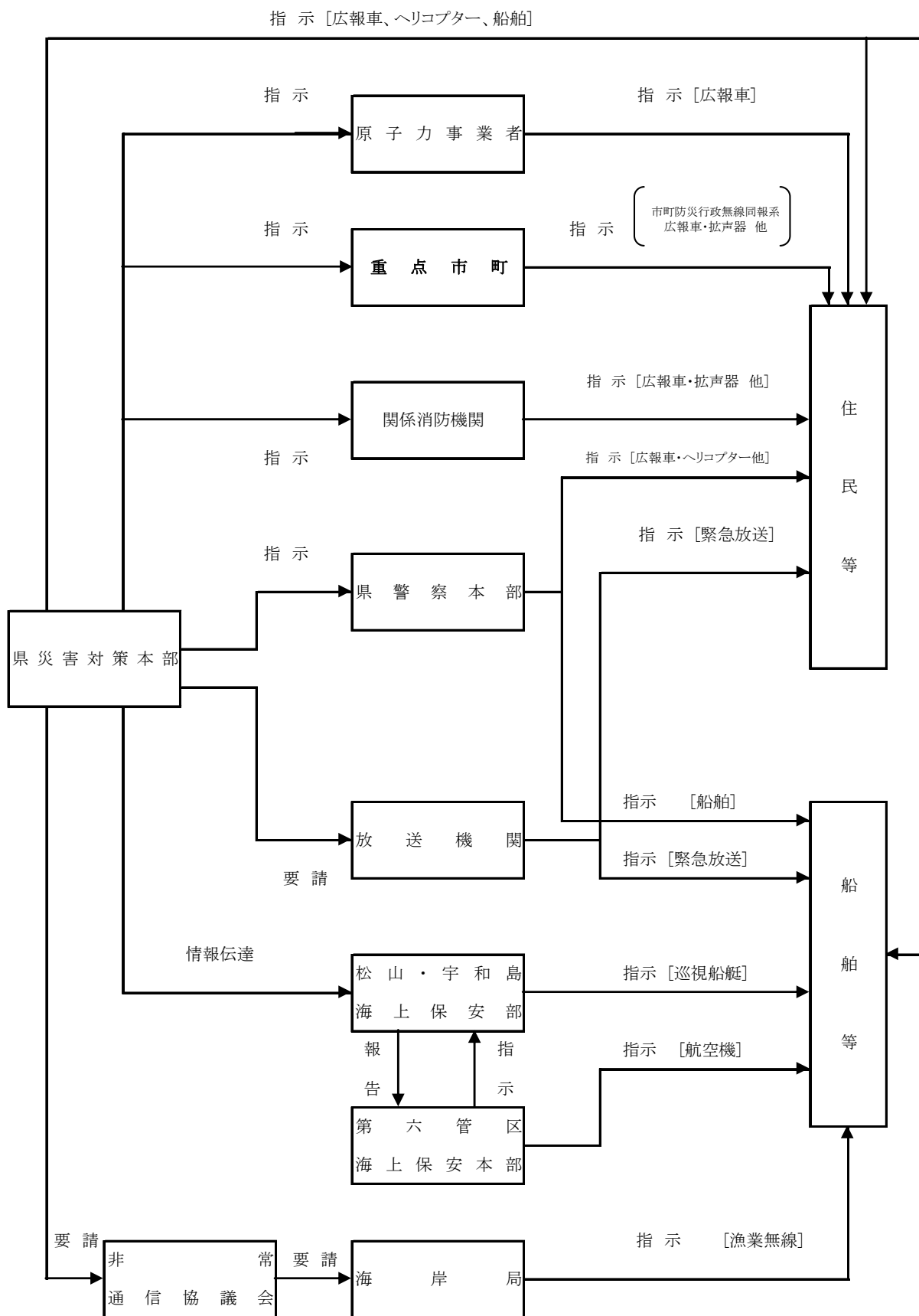
- ク 緊急速報メールサービス
- ケ その他
- (3) 県警察
 - ア 広報車、ヘリコプター
 - イ その他
- (4) 関係消防機関
 - ア 広報車
 - イ 拡声器
 - ウ その他
- (5) 原子力事業者
 - ア 広報車
 - イ その他

3 船舶等への指示伝達手段

各機関は、災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。

- (1) 県
 - ア 船舶
 - イ 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
 - ウ その他
- (2) 県警察
 - ア 船舶
 - イ その他
- (3) 第六管区海上保安本部
 - ア 巡視船艇、航空機
 - イ その他

原子力災害時における住民等に対する指示系統図



第 6 章 広報・広聴活動

国、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者等は、相互の連携を密にして県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として原子力災害合同対策協議会又は県災害対策本部の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等から、問合せ、要望、意見等に、適切に対応するものとする。

3-6-1 県の活動

1 広報事項

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施する。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害・モニタリング等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 流言飛語防止等の県民等への呼びかけ
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- (8) その他必要な事項

2 広報実施方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法による。なお、その際、民心の安定や、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、地元CATV、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。

なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じ記者発表を行うなど、積極的な広報に努める。

(2) 一般広報

- ア 広報紙（臨時を含む）等による広報
- イ 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
- ウ 広報車、ヘリコプター、船舶による広報
- エ 市町等の広報体制を活用した広報
- オ 相談窓口等の設置

カ 県のホームページ等を活用した広報

(3) その他適当な方法

その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

3 重点市町からの広報要請の処理

県は、重点市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。

4 放送機関との連携

県は、災害に関する情報及び住民がとるべき措置等についての指示等のため緊急を要する場合で特に必要と認めたときは、あらかじめ放送機関との間で締結している災害時における放送要請に関する協定に基づき、緊急放送を要請するものとする。

3-6-2 重点市町の活動

1 広報事項

重点市町は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、住民生活に密接に関係ある事項について、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなどの確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、避難場所・避難所の指示
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 被災者等の安否情報
- (9) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- (10) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (11) その他必要な事項

2 広報実施方法

重点市町は、保有する広報媒体を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通しての広報

- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じての連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) 緊急速報メールサービス

3－6－3 その他の市町の活動

1 広報事項

その他の市町は、県から提供された情報を中心に、防災行政無線（同報系）や有線放送等により迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 事故・災害等の概況
- (2) その他必要な事項

3－6－4 関係機関の活動

1 広報事項

県警察及び関係機関は、住民等に対し、住民生活に密接に関係ある事項についての的確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、避難場所・避難所の指示
- (6) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

2 広報実施方法

県警察及び関係機関は、あらゆる広報媒体（広報車、ヘリコプター、船舶等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

3－6－5 原子力事業者の活動

1 広報事項

原子力事業者は、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会から指示があった場合において、県等が実施する緊急事態応急対策等についての的確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、避難場所・避難所の指示
- (6) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

2 広報実施方法

原子力事業者は、広報車等を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

3－6－6 県民が必要な情報を入手する方法

県民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM、
県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、ヘリコプター、船舶
主として重点市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として重点市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

3－6－7 広聴活動

県、重点市町、その他の市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

また、県及び重点市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び重点市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 7 章 緊急時モニタリング等の実施

県は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶ恐れのある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と O I L に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括の下、緊急時モニタリング等を実施するものとする。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

3-7-1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

1 県の活動

(1) 緊急時モニタリングセンターの設置

県は、警戒事態に至った場合には、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、地方放射線モニタリング対策官及びオフサイトセンターに参集している要員と協力して、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行い、通信機器等の稼働状況やあらかじめ準備した物資の確認等、緊急時モニタリングセンター構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

原子力事業者から施設敷地緊急事態に至った場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するものとする。また、原子力センター所長は、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長を補佐し、国の緊急時モニタリングセンター長が着任するまで代行するものとする。

(2) 緊急時モニタリング等の実施

県は、警戒事態においては、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態以降においては、国の指揮の下、緊急時モニタリングセンターの構成要員として、緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は県が定めた計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施するものとする。

2 重点市町の活動

重点市町は、緊急時モニタリングに参画するものとする。

3 原子力事業者の活動

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣・提供し、同傘下でモニタリング活動を行う。

また、国、県及び重点市町に放出源の情報を提供するように努めるものとする。

4 国の活動

国は、県及び重点市町の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。

国は、専門家及び緊急時モニタリングセンター長を含む緊急時モニタリング要員を現地に派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、原子力災害対策本部放射線班に対し、モニタリング要員の派遣を要請するものとする。

現地に派遣された専門家及び緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリングセンターの要員としてモニタリング活動を行う。

国は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画の作成、実施の指示、関係者による緊急時モニタリング実施の総合調整を行うものとし、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況など事態の進展に応じて実施計画の改訂等を行うものとする。

3-7-2 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施することとする。具体的な実施方法については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

3-7-3 海上におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するにあたり、特に必要と認めたときは、海上におけるモニタリングを実施するものとする。

(1) 使用する船舶

海上におけるモニタリングの実施にあたっては、次の船舶のいずれかにより実施するものとする。

ア 県所属船舶

イ 海上保安庁巡視船艇等

ウ 海上自衛隊所属船舶

(2) 要員及び資機材

海上におけるモニタリングは、原則として次の要員及び資機材により実施するものとする。

ア 県所属船舶により実施する際には、県職員及び県保有資機材

イ 海上保安庁巡視船艇あるいは海上自衛隊所属船舶により実施する際には、国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材

(3) 海上自衛隊による支援

海上自衛隊呉地方総監部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関して、対応可能

な範囲で支援するものとする。

(4) 第六管区海上保安本部の支援

第六管区海上保安本部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は知事から要請があった場合、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で必要な支援を実施するものとする。

3-7-4 上空におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するにあたり、特に必要と認めたときは、上空におけるモニタリングを実施するものとする。

(1) 使用する航空機

陸上自衛隊第14旅団等の航空機

(2) 要員及び資機材

上空におけるモニタリングは、原則として国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材により実施するものとする。

(3) 陸上自衛隊による支援

陸上自衛隊第14旅団等は、対応可能な範囲で必要に応じて上空におけるモニタリングに関して、支援するものとする。

3-7-6 モニタリング結果等の共有

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に集約し、必要な評価を実施するとともに、その結果を、県、関係機関等に報告するとともに、ホームページ等で公表するものとする。

県は、国が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

第 8 章 住民避難等の実施

県、重点市町、その他の市町及び関係機関等は、相互の連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

3-8-1 防護対策の決定

1 防護対策及び防護対策区域の決定

- (1) 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が P A Z 内の避難を指示した場合は、P A Z 内の避難を行うこととし、伊方町に対し、避難指示の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容から、次表の O I L 値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定するものとする。

防護対策区域の決定にあたっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとする。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率(1時間値)が OIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

2 警戒区域の設定

重点市町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入制限の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、県警察等との綿密な調整を行うものとする。

3-8-2 避難等の指示

1 国のとるべき措置

(1) 警戒事態

内閣府は、PAZ内の重点市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態

ア 内閣府は、PAZ内の重点市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。

イ 内閣府は、UPZ内の重点市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(3) 全面緊急事態

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

2 県のとるべき措置

(1) 県災害対策本部長は、警戒事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。

(2) 県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出

し、P A Z 内の避難を指示した場合は、P A Z 内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請するものとする。また、県は、P A Z 内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z 内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、その他の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県災害対策本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I L の値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、重点市町等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には重点市町等と連携し国に要請するものとする。

なお、県災害対策本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (4) 県災害対策本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- (5) 県災害対策本部長は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関及び地元C A T V に対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

緊急放送の実施にあたっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するものとする。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- エ 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- キ その他必要な事項

- (6) 県災害対策本部長は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指

示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとする。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

3 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行うものとする。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させるものとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- (4) 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- (5) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (6) 避難経路、避難先及びスクリーニング等の場所
- (7) その他必要な事項

3－8－3 避難等の方法

1 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

重点市町等災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合には、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

重点市町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

また、重点市町等災害対策本部長は、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国及び県の指示を受けて、避難への切替えを行うものとする。

重点市町等災害対策本部長は、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

- (1) P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施するものとする。

- (2) U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施するものとする。
- (3) U P Z外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うほか、事態の進展等に応じて、U P Z内と同様に屋内退避を行うものとする。

2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

原子力災害対策本部長は、緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示するものとする。

重点市町等災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域が特定された場合、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、避難を指示するものとする。ただし、伊方町災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点で、原則、国及び県の指示を受け、P A Zの住民等に対して即時に避難を指示するものとする。

また、重点市町等災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にO I L 2を超える区域が特定された場合、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、一時移転を指示するものとする。

重点市町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

重点市町災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

県、海上保安部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

- (1) P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施するものとする。
- (2) U P Zにおいては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施するものとする。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施するものとする。
- (3) U P Z外においては、U P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施するものとする。

3-8-4 避難経路の確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して道路・航路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努めるものとする。

3-8-5 避難所の設置

1 県の活動

県は、必要に応じ、避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について、避難者を受け入れる自治体を支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設することを支援するものとする。

県は災害救助法の適用について、必要に応じ、厚生労働省と協議するものとする。

2 重点市町及びその他の市町の活動

重点市町及びその他の市町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設するものとする。

重点市町及びその他の市町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

3-8-6 避難所等の運営

重点市町及びその他の市町は、国、県及び関係機関と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (1) 重点市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行うものとする。
- (2) 重点市町は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 重点市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (4) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。
- (5) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は重点市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

3－8－7 要配慮者の避難誘導

1 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

2 重点市町の活動

- (1) 重点市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (2) 重点市町は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮するものとする。
なお避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 社会福祉施設等の活動

社会福祉施設等は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させるものとする。利用者等を避難させた場合は、県及び重点市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

4 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

5 応援依頼

重点市町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

3－8－8 防災上重要な施設の避難誘導

1 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた避難所において行うものとする。その場合は、県又は重点市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

2 不特定多数の者が利用する施設の活動

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の勧告・指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させるものとする。

3－8－9 広域避難

1 県のとるべき措置

- (1) 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び避難所の設置を要請するものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材を保有する関係機関に対し、重点市町と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。
- (3) 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示するものとする。
- (4) 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、県警察に、交通規制に関して必要な措置を要請するとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請するものとする。
- (5) 県は、重点市町から協議要求があった場合、当該都道府県と協議を行うものとする。また、重点市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、重点市町から要請を待ついとまがないときは、要請をまたないで、広域避難のための要請を重点市町に代わって行うものとする。
- (6) 県は、国から、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を受けるものとする。また、県は、重点市町の要請に基づき同様の助言を行うものとする。
- (7) 県は必要に応じ、原子力災害対策本部に広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとし、原子力災害対策本部は、広域的観点から計画を作成し、県に計画の内容を示すものとする。
- (8) 県は、国と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

2 要請を受けた市町のとるべき措置

- (1) 県災害対策本部長から要請を受けた市町長は、当該市町地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。
- (2) 市町は、重点市町と連携して、避難者把握や秩序の保持に努めるものとする。

3 防護対策区域を有する重点市町のとるべき措置

- (1) 県災害対策本部長から避難指示を受けた重点市町災害対策本部長は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護にあたらせるものとする。
- (2) 重点市町災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、避難所に輸送するよう努めなければならない。
- (3) 重点市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求めるものとする。

3－8－10 避難の長期化への対応

- (1) 重点市町及びその他の市町は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (4) 重点市町は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

第 9 章 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

県警察、海上保安部は、関係機関の協力のもと、警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置を講ずることとする。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

3-9-1 立入制限、交通規制の実施

立入制限、交通規制等の措置は、周辺住民等の避難、防災業務関係者の活動及び応急対策用資機材等の輸送のために経路を確保する等、緊急事態応急対策の円滑な実施のために行うものとする。

1 陸上の立入制限等の措置

(1) 県の活動

県災害対策本部長は、重点市町災害対策本部長等が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(2) 県警察の活動

ア 警戒区域への立入制限等

県警察は、重点市町災害対策本部長が警戒区域を設定したときは、重点市町災害対策本部長の要請に基づき、関係機関と協力し、警戒区域への立入制限、立入禁止又は、これらの区域からの退去等の措置を講ずるものとする。

イ 通行の確保

住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため交通規制は、次の道路について実施することとし、その実施にあたっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(ア) 国道 197 号

(イ) 国道 56 号

(ウ) 国道 378 号

(エ) 国道 379 号

(オ) 国道 441 号

(カ) 高速自動車道路

(キ) 主要地方道肱川公園線

(ク) 主要地方道八幡浜宇和線

(ケ) 主要地方道八幡浜三瓶線

(コ) 主要地方道宇和三瓶線

- (サ) 県道広見吉田線
- (シ) その他確保を要する主要道路

2 海上の立入制限等の措置

(1) 県の活動

県災害対策本部長は、警戒区域の海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、松山・宇和島海上保安部に対し、その措置の実施について要請するものとする。

(2) 海上保安部の活動

海上保安部は、災害対策本部等と緊密な連絡をとり、通行船舶に対し、緊急通報及び立入制限等の措置を講じるものとする。

3－9－2 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施

県警察は、別に定める災害警備計画に従い、防護対策区域及び警戒区域内並びに避難所等の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締り等治安を確保するものとする。

なお、災害警備の実施にあたっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、警戒活動の実施等を要請するものとする。

第 1 0 章 飲料水・飲食物の摂取制限等

県、重点市町及び関係機関等は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、相互の連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

3－10－1 飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定

県災害対策本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

また、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。

ＯＩＬと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	$0.5 \mu\text{Sv/h} \times 1$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)		
ＯＩＬ6	飲食物の摂取制限	核種※3	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※4
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改訂される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－2におけるＯＩＬ6を参考として数値を設定する。

※ 5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

3－10－2 飲料水の摂取制限

1 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲料水の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、当該市町災害対策本部長から飲料水の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ、県との物資調達協定の締結者から調達した飲料水を供給するとともに、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し、協力要請する。

2 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施するものとする。

この場合において、重点市町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施するものとする。

3－10－3 飲食物の摂取制限

1 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲食物の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、重点市町災害対策本部長から食料の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ県の備蓄する緊急援護物資を供給するとともに、協定を締結している大手小売業者等、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し協力要請する。

2 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

この場合において、重点市町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施するものとする。

３－１０－４ 地域生産物の採取及び出荷制限

１ 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取及び出荷制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するとともに、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等に伴う指導を行うものとする。

また、各放送機関及び地元ＣＡＴＶに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

２ 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取及び出荷制限措置の指示があった場合には、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

第 1 1 章 緊急被ばく医療の実施

県、重点市町及び関係機関等は、相互の連携を密にして原子力災害時における汚染・被ばく者、汚染・被ばくの恐れのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

なお、緊急被ばく医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施するものとする。

3－11－1 緊急被ばく医療の組織とその任務

1 県の活動

(1) 緊急被ばく医療本部の設置

県は、緊急被ばく医療及び一般医療に対応するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長を本部長とする緊急被ばく医療本部を設置するものとする。

また、災害対策本部が設置されない場合で災害医療対策部長が必要と認めた場合は、災害医療対策部長を本部長とする緊急被ばく医療本部を設置するものとする。

ア 緊急被ばく医療本部の組織及び任務

緊急被ばく医療本部の組織及び任務は次によるものとする。

なお、緊急被ばく医療本部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国から派遣される被ばく医療に係る医療チームからの指導・助言を受けつつ、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

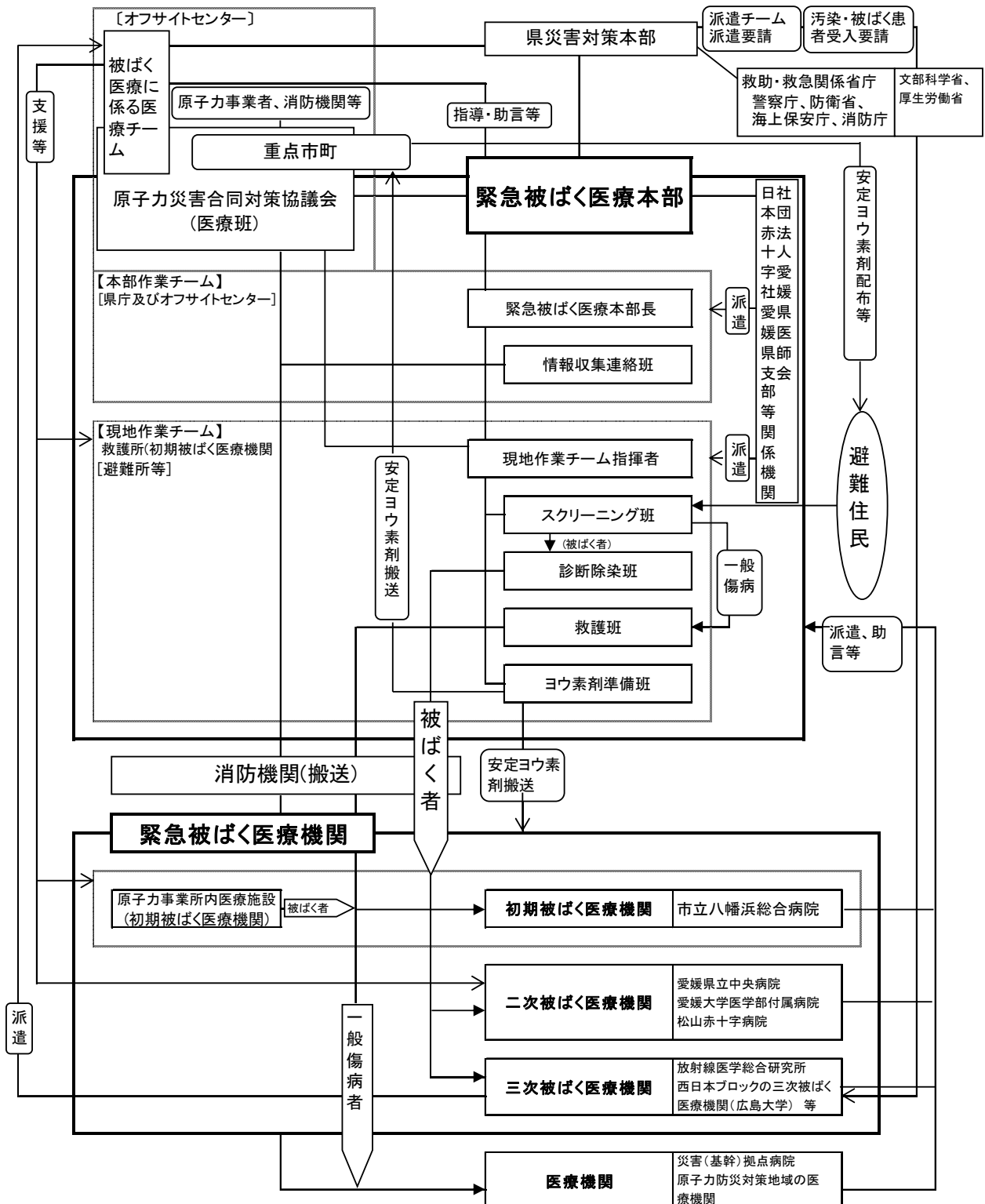
緊急被ばく医療本部の組織及び任務

区分	組 織	任 務	設 置 箇 所
本部 作業 チーム	緊急被ばく 医療本部長	緊急被ばく医療本部の総括、指揮	県 庁 及び オフサイ トセンタ ー
	県医師会長	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	
	日本赤十字 社愛媛県支 部長	専門的な立場から必要な助言・援助の実施 救護班派遣に係る調整	
	緊急被ばく 医療アドバイ ザー	専門的な立場から指導・助言及び協力の実施	
	情報収集連 絡班	緊急被ばく医療に関する情報収集、提供、分析 関係機関等との連絡調整 緊急被ばく医療活動実施計画の策定	
現 地 作 業 チ ー ム	現地作業チ ーム指揮者	現地における緊急被ばく医療活動の総括、指揮	現 地
	スクリーニ ング班	救護所の開設 避難住民等に対するサーベイランス、スクリーニング、 個人線量評価、一般傷病の検査、問診等の実施	
	診断除染班	救護所の開設 被ばく者に対する除染及び除染後の再検査、問診等の 実施 被ばく者の緊急被ばく医療機関への搬送の判断	
	救護班	救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動の実施 一般傷病者の医療機関への搬送の判断 避難住民等に対する健康相談等に係る対応	
	ヨウ素剤搬 送・準備班	安定ヨウ素剤内服液の調製 安定ヨウ素剤の備蓄場所から重点市町、緊急被ばく医療 機関等への搬送 安定ヨウ素剤の避難住民等への服用指導、配布の協力	

※各班等は、その他緊急被ばく医療に係る必要な活動を実施するものとする。

※関係機関との連絡、情報の収集・提供等の実施にあたっては、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）など効率的な通信連絡手段の活用に努めるものとする。

緊急被ばく医療組織図



(注1) 被ばく者の初期被ばく医療機関への搬送は原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力する。また、消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

(注2) 汚染・被ばく患者の二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関への搬送は、消防機関が実施するほか、緊急を要するなどの場合は県消防防災ヘリコプター等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注3) 原子力事業所内医療施設においては、原則として原子力事業所内で発生した被ばく者に対応する。

(2) 国に対する協力要請

県は、国に対し被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、三次被ばく医療機関等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者等の受入れについて要請を行うものとする。

(3) 関係機関に対する協力要請

県は、一般社団法人愛媛県医師会、日本赤十字社愛媛県支部、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、緊急被ばく医療機関、災害拠点病院等に対し、緊急被ばく医療に係る協力を要請するものとする。

2 重点市町の活動

重点市町は、緊急被ばく医療活動を実施するにあたり、県の緊急被ばく医療本部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配布し、又は、服用を指示するものとする。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

3 消防機関の活動

消防機関は、緊急被ばく医療活動を実施するにあたり、県の緊急被ばく医療本部の指示のもと、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を緊急被ばく医療機関又は医療機関に搬送するものとする。

4 関係機関の活動

緊急被ばく医療アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平時における県の緊急被ばく医療体制の強化、原子力事故等発生時の緊急被ばく医療本部の設置方針及び運営方針等に関し助言すること。
- (2) 原子力事故等発生時の災害現場における情報収集及び連絡調整等に関すること。
- (3) 緊急被ばく医療本部の活動に関すること。
- (4) 被ばく医療機関の支援及び指導に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、緊急被ばく医療本部長が必要と認めること。

一般社団法人愛媛県医師会及び日本赤十字社愛媛県支部は、緊急被ばく医療本部に本部員を派遣するとともに、救護所等に救護班を派遣し、医療救護を実施するものとする。

一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、緊急被ばく医療機関及び災害（基幹）拠点病院は、県の協力要請により、緊急被ばく医療本部に緊急被ばく医療に係る専門家を派遣し助言等を行い、救護所等に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、放射線技師等医療従事者を派遣し、医療救護を実施するものとする。

5 原子力事業者の活動

原子力事業者は、緊急被ばく医療活動を実施するために必要な情報を緊急被ばく医療本部に提供するなど協力するとともに、自らも事業所内医療施設において緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

6 国の活動

国は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、三次被ばく医療機関を中心とした医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを派遣し、緊急被ばく医療活動に関し、緊急被ばく医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、被ばく医療に係る医療チームは、汚染・被ばく者（汚染・被ばくした恐れのある者を含む。）に対する診断及び処置について、初期及び二次被ばく医療機関の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

7 原子力災害合同対策協議会（医療班）の活動

国、県、重点市町、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（医療班）は、緊急被ばく医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、緊急被ばく医療本部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

3-11-2 緊急被ばく医療活動の実施

県は、原子力災害時において緊急被ばく医療本部を組織し、関係機関等の協力のもと、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

また、重点市町、原子力事業者、緊急被ばく医療機関、国の被ばく医療に係る医療チームは、県の実施する緊急被ばく医療活動に協力するとともに、自らも緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

緊急被ばく医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、初期（又は二次）被ばく医療機関を経ずに、二次（又は三次）被ばく医療機関に搬送し、対応を行うものとする。

また、医療処置を必要としない状況、又は、救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から緊急被ばく医療機関、保健所、避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

緊急被ばく医療体制の概要

区分	初期被ばく医療体制	二次被ばく医療体制	三次被ばく医療体制
基本的役割	汚染の有無にかかわらず救急診療を提供でき、汚染・被ばく患者に対する初期診療や二次被ばく医療機関への転送の判断を行う。	初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療を要する患者に対応でき、三次被ばく医療機関への転送の判断を行う。	初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な除染、線量評価、診療を提供する。
対応医療機関等	初期被ばく医療機関 市立八幡浜総合病院 救護所 原子力事業所内診療施設 (国の被ばく医療に係る医療チーム) ※施設の機能に応じた下記に挙げられた診療等を実施する。	二次被ばく医療機関 県立中央病院 愛媛大学医学部附属病院 松山赤十字病院 (国の被ばく医療に係る医療チーム)	三次被ばく医療機関 放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関（広島大学） ※診療にあたっては、協力協定を締結した医療機関と連携して対応する。
診療 (除染処置を含む)	○救急診療（創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、汚染・被ばく患者の救急診療） ○放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対する安定ヨウ素剤の投与を含む初期治療 ○汚染創傷に対する処置（除染を含む） ○拭き取りや脱衣による頭髮、体表面の簡易な除染 ○二次又は三次被ばく医療機関への転送の判断	初期被ばく医療機関による診療に加え、以下の診療を行う。 ○局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療開始 ○内部被ばくの可能性がある者の診療 ○合併症の根本的な治療の開始 ○三次被ばく医療機関への転送の判断	初期及び二次被ばく医療機関による診療に加え、初期及び二次被ばく医療機関では対応が困難である以下の診療を行う。 ○重篤な外部被ばく患者の診療 ○長期かつ専門的な治療を要する内部被ばく患者の診療 ○重篤な合併症の診療 ○様々な医療分野にまたがる高度の集中治療
線量測定・評価 (検体採取・管理を含む)	○放射性物質の簡易な測定 ○体表面及び鼻腔・口角スミア、血液、尿等の検体の採取及び管理	初期被ばく医療機関によるものに加え、三次被ばく医療機関の協力を得て線量測定・評価を行う。	初期及び二次被ばく医療機関によるものに加え、以下の線量測定・評価を行う。 ○物理学的及び生物学的手法による個人線量評価
資機材等	○体表面汚染のスクリーニング等を行う簡易な放射線測定資機材 ○救急処置及び合併症の初期治療等に必要の資機材 ○拭き取り等に必要の簡易な除染用資機材及び汚染拡大防止措置に必要な資機材 ○安定ヨウ素剤等	初期被ばく医療機関に必要なものに加え、以下の資機材 ○高線量被ばく患者や軽度の内部被ばく患者に対応可能な医療資機材	初期及び二次被ばく医療機関に必要なものに加え、以下の資機材 ○学際的な高度医療、集中治療、熱傷治療等に必要の設備、資機材 ○除染、線量評価等に必要の高度専門的な資機材
病診（病）連携	1 初期診療で完結 2 初期診療→転送	1 専門的な診療 2 診療開始→転送	高度専門的な医療機関間での転送
研修・訓練	1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成	1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成	1 研修、訓練の実施 2 緊急被ばく医療マニュアル作成 3 被ばく医療の指導者の育成
支援機能	1 医療機関と原子力事業者の連携 2 原子力事業者間の相互連携・支援等	1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関間相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出し等	1 ブロック内の調整 2 他の緊急被ばく医療機関への技術支援、専門家派遣 3 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出し等
搬送機関	初期被ばく医療機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。 消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。	二次被ばく医療機関への搬送は、原則として消防機関が行うが、消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、医療機関が行い、緊急を要する場合で代替輸送手段がない場合は、県消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者が搬送に協力する。	三次被ばく医療機関への搬送は、陸路には消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防防衛の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。 原子力事業者が搬送に協力する。

1 避難所における住民等への対応

(1) 救護所の開設・運営

現地作業チーム指揮者は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

(2) スクリーニング等の実施

スクリーニング班は、救護所等において住民等に対し、サーベイランス、スクリーニング、個人線量評価、一般的な傷病の有無の検査、問診等を実施するものとする。

(3) 除染等の実施

診断除染班は、スクリーニングの結果、除染が必要と認められる場合は、放射能除染室、救護所等において、被ばく者の除染を実施するものとする。また、除染の実施後、再度スクリーニング、問診等を実施するものとする。

(4) 一般医療活動の実施

救護班は救護所において、原子力防災対策地域の医療機関はその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

(5) 医療機関への搬送

現地作業チーム指揮者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な緊急被ばく医療機関（又は医療機関）への搬送について指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

(6) 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。

また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市町保健センター等は、適切な対応をするものとする。

(7) 安定ヨウ素剤の搬送・配布準備

ヨウ素剤搬送・準備班は、安定ヨウ素剤の備蓄場所から重点市町、緊急被ばく医療機関等への搬送、安定ヨウ素剤内服液の調製などあらかじめ配布のための準備を行い、配布の指示があった場合、重点市町が行う住民等に対する安定ヨウ素剤の配布に協力するものとする。

2 原子力事業所内で被ばく者が発生した場合の対応

原子力事業者は、原子力事業所内の医療施設において、被ばく者に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングを行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な緊急被ばく医療機関に搬送を行うものとする。被ばく者の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく者の汚染状態の評価、スクリーニング・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく者に随行できない場合には、被ばく者の被ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し必要な連絡、調整を行うものとする。

3-11-3 緊急被ばく医療体制

(1) 緊急被ばく医療の基本的体制

緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う「初期被ばく医療体制」、専門的な診療を行う「二次被ばく医療体制」、高度専門的な診療を行う「三次被ばく医療体制」からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

なお、国の被ばく医療に係る医療チームは、被ばく者に対する診断及び処置について、初期及び二次被ばく医療機関の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

ア 初期被ばく医療体制

(ア) 救護所、原子力事業所内医療施設は、前述の避難所等における住民等への対応、原子力事業所内で被ばく者が発生した場合の対応により、初期被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

(イ) 医療機関における初期被ばく医療

初期被ばく医療機関は、原則として原子力事業所、救護所等から搬送されてくる患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療（拭き取りや脱衣等の簡易な除染や救急処置等）を行うものとする。

また、専門的又は高度専門的な医療を要する汚染・被ばく患者の選別を行い、必要に応じて二次又は三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとする。

市立八幡浜総合病院は、初期被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

イ 二次被ばく医療体制

二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な汚染・被ばく患者に対し除染措置及び専門的な医療対応を行うものとする。

また、初期被ばく医療機関による診療に加え、必要に応じて入院診療により、局所又は全身に高線量を被ばくした患者、内部被ばくの可能性がある者の診療の開始、合併症の根本的な治療の開始等を行うものとする。

なお、臨床的な処置に必要な線量評価は、三次被ばく医療機関の協力を得ながら行うものとする。

さらに、高度専門的な医療を要する汚染・被ばく患者の選別を行い、必要に応じて三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとする。

愛媛県立中央病院、国立大学法人愛媛大学医学部附属病院及び松山赤十字病院は、二次被ばく医療機関として適切な対応を行うものとする。

ウ 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関では対応が困難な重篤な外部被ばくや内部被ばくの患者及び重篤な合併症を持つ患者等については、三次被ばく医療機関に搬送する。

三次被ばく医療機関は、ブロック（東日本、西日本）ごとに国が選定した放射性物質や放射線による被ばくに対する高度専門医療を担う機関であり、線量評価、放射線防護、診療等に係る関係機関の協力により詳細な線量評価等を行うとともに、初期及び二次被ばく医療機関とも連携し、三次被ばく医療を担う。（西日本ブロックの三次被ばく医療機関は広島大学）

なお、放射線医学総合研究所は、緊急被ばく医療体制の中心的機関であり、全国レベルの三次被ばく医療機関として、関連する機関に対し、必要な支援及び助言を行うとともに、高度な医療機関と相互に連携を図り、高度専門的な除染及び治療を行う。

(2) 緊急被ばく医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うものとする。また、県はその結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等に情報の提供に努めるものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、県及び重点市町は国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市町保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

3-11-4 安定ヨウ素剤の予防服用

県、重点市町は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、医療機関等と連携して、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じるものとする。

1 安定ヨウ素剤服用のための準備

県は、放射性ヨウ素の放出、又は放出の恐れがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行うものとする。重点市町は、県の指示により安定ヨウ素剤を避難所等に搬送するものとする。

また、重点市町に備蓄している安定ヨウ素剤のみでは不足する場合、県は、八幡浜保健所、原子力センター、本庁に備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送するものとする。この場合において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

2 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、重点市町に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものと

する。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる。

また、県災害対策本部長は、各放送機関及び地元CATVに対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底させるものとする。

なお、緊急放送の実施にあたっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (2) 安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (3) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

3 安定ヨウ素剤の配布

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配布により服用済みの者を除く。）に避難所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

県災害対策本部長は、関係機関等の防災業務従事者に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布にあたっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載した説明書等を添付のうえ説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動揺、混乱等を起こさないよう留意するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (2) 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (3) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

4 安定ヨウ素剤の服用の方法

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

服用対象者等については、次のとおりとする。

(1) 服用対象者

原則として全ての者を対象とし、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

ただし、ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者は服用対象者から除外する。

(2) 服用回数

服用回数は原則1回とする。

連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようにしなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

(3) 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は、次のとおりとする。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1 ml
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	内服液 2 ml
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸薬 1 丸
13歳以上	76mg	100mg	丸薬 2 丸

(注1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものを用いる。

(16.3mg/mlヨウ化カリウム[12.5mg/mlヨウ素含有])

(注2) 丸薬は、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬(1丸：ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg)を用いる。

第 1 2 章 防災業務関係者の防護対策

国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、緊急被ばく医療措置、広報等各種緊急事態応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の放射線防護について万全の対策を講ずるものとする。

3－12－1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

防災業務関係者のうち、被ばくが予想される者については、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーバイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

2 県のとるべき措置

防災業務関係者に資機材を配布するにあたり、県は、重点市町、関係機関等の防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、必要に応じ県が保有する資機材を貸与又は支給するものとする。

また、県が保有する資機材のみで不足する場合には、原子力事業者、国、他の原子力発電所等立地県、その他関係機関等に対し、資機材等の応援を要請するものとする。

3 原子力事業者のとるべき措置

原子力事業者は、緊急時において、防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。

3－12－2 防災業務関係者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実情に応じつつ、できるだけその低減を図り、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、その被ばく状況を管理し、防災業務関係者の安全を確保するものとする。

防災業務関係者の被ばく線量限度は次のとおりとする。

防災業務関係者の線量限度				
		緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		事故現場において作業する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合
実効線量		①5年間	100mSv	100mSv
		②1年間	50mSv	
		③3ヶ月(女性)	5mSv	
		④妊娠中の女性(内部被ばく)	1mSv	－
等価線量	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	－

第 1 3 章 緊急輸送

県、重点市町及び防災関係機関は、相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保するものとする。

3－13－1 県の活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、重点市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

ア 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材

イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

ウ 避難者、負傷者等

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

オ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 県は、重点市町から要請があった場合、緊急事態応急対策活動が円滑かつ確実に行われるよう緊急輸送車両、船舶及び航空機を確保するとともに、自衛隊及び公共輸送機関等に対して緊急輸送の応援を要請するものとする。

3－13－2 重点市町の活動

重点市町は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両の確保に努めるものとする。

重点市町のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請するものとする。

第 1 4 章 消 火 活 動

原子力事業者その他関係機関は、原子力発電所に係る火災に関し、相互に連携し、消火活動を実施するものとする。

3－14－1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等に対し、直ちに通報を行い、迅速に自衛消防隊による初期消火活動を行うとともに、八幡浜地区施設事務組合消防本部とも連携して消火活動を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、伊方町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

3－14－2 消防機関の活動

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、原子力防災管理者等からの情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消火活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

また、必要に応じ消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3－14－3 県の活動

県は、原子力施設における火災に対して消防機関等の行う消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、県内の消防力では対処できないと判断した場合又は消防機関から要請があった場合には、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

ア 火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

第 1 5 章 救助・救急活動

原子力事業者その他関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、相互に連携して効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3－15－1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、消防機関等が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

また、原子力事業者は、汚染・被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

3－15－2 消防機関の活動

関係消防機関は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、その他の県内他消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3－15－3 県の活動

県は、関係消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認めるときは、その他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行するものとする。

また、県は市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- ア 救助・救急の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

第 16 章 ボランティアの受入れ

県、重点市町、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第 17 章 応援協力活動

国、県、重点市町、関係機関等は、原子力災害の特殊性を考慮し、平素から相互に十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

3-17-1 県の活動

(1) 国等に対する緊急事態応急対策の実施の要請

県災害対策本部長は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項を明らかにして、国に対し応援協力活動の実施を要請する。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材等
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他応援に関し必要な事項

(2) 他県に対する広域応援要請

県災害対策本部長は、原子力災害時において、緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めたときは、「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の原子力発電所立地等道府県に対し、応援を要請する。

(3) 重点市町に対する応援

- ア 県災害対策本部長は、重点市町から緊急事態応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の緊急事態応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力を行う。
- イ 県災害対策本部長は、重点市町の行う緊急事態応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

3-17-2 県警察の活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、原子力災害時において、警察庁及び四国管区警察局の指導、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等広域的な運用を図るものとする。

(2) 都道府県警察に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって原子力災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法60条に基づく援助要請を行う。

- ア 援助を必要とする理由

- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）
- オ その他必要事項

3－17－3 重点市町の活動

(1) 県災害対策本部長等に対する応援要請等

重点市町災害対策本部長は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要求

重点市町災害対策本部長は、原子力災害時において当該市町の地域にかかる緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求めるものとする。

3－17－4 国の活動

国は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、県災害対策本部等の実施する緊急事態応急対策に対し、技術的事項に関する指示、指導、助言を行うとともに、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、専門家等の派遣を行う。

国の派遣する専門家等の現地への輸送にあたっては、国が自衛隊に依頼する。

また、県も必要に応じ、県消防防災ヘリコプターの活用などにより、国の派遣する専門家等の輸送に協力するものとする。

3－17－5 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに要請するものとし、原子力災害対策本部長は必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

また、知事又は原子力災害対策本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の搜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 緊急時のスクリーニング及び除染
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 宿泊支援
- (11) その他知事が必要と認める事項

３－１７－６ 海上保安部の活動

海上保安部は、海上における救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は県災害対策本部等の要請等に基づき、県・重点市町等の活動を支援するものとする。

３－１７－７ 原子力被災者生活支援チームとの連携

- (1) 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。
- (2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第 18 章 県消防防災ヘリコプターの活動

県は、原子力災害及び複合災害時に際し、所有する消防防災ヘリコプターを有効かつ迅速に活用し、緊急事態応急対策を実施するものとする。

3-18-1 飛行における安全確保

県消防防災ヘリコプターは、原子力災害時において自衛隊、海上保安本部、県警察等他のヘリコプターと連絡を取り合い、飛行における安全確保に努めるものとする。

3-18-2 関係機関等による活動支援

- (1) 重点市町は、原子力災害時におけるヘリコプターの離着陸場の確保にあたり県に全面的に協力するとともに、関係消防機関と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保に努めるものとする。
- (2) 県警察は、ヘリコプター離着陸時における付近道路の交通規制を実施するものとする。

第 19 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

3-19-1 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による（別表通報基準）特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発見後又は発見の通知を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、海上保安部等）、県など関係機関に文書で送信する。
さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。
- (2) 原子力事業者及び運搬者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

3-19-2 国の活動

- (1) 国（原子力規制委員会、国土交通省）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。
- (2) 原子力緊急事態に至った場合には、国は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者及び運搬者とともに主体的に講じる。

3-19-3 海上保安部の活動

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

3-19-4 県の活動

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導のもとに、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。

別表核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

原災法第10条第1項に基づき通報すべき事象
○事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質の漏えい（XSE61，62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき (1)事業所外運搬中に使用する容器から1m離れた場所において、$100\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量率が検出されたとき。 (2)放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3)事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。
○事業所外運搬での特定事象にかかる原子力緊急事象の発生（XSE63）

原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61，62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき (1)事業所外運搬中に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 (2)放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 (3)「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

第 20 章 複合災害時における応急対策

県及び重点市町は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備するものとする。

3-20-1 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

県及び重点市町は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

3-20-2 緊急時モニタリング

- (1) 県は、自動観測局が被災した場合、県の巡回監視車や可搬型モニタリングポスト等の設備・機器等により対応し、状況に応じてこれらをモニタリング実施地点に展開する。
- (2) 国は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成する。

3-20-3 住民への情報伝達活動

- (1) 県及び重点市町は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 重点市町は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 県は、上空から広報のためヘリコプター等の確保に努めることとする。
- (4) 県及び重点市町は、住民の不安解消や混乱防止のため、問い合わせ窓口を増設するなどの体制を強化する。

3-20-4 屋内退避、避難等

- (1) 屋内退避、避難等の対応方針
 - ア 県及び重点市町は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、第8章を基本にした上で、大規模自然災害等による道路や避難所等の被災状況に応じて、適切に対処する。
 - イ 県及び重点市町は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。
- (2) 避難誘導時の配慮
 - ア 重点市町は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 重点市町は、大規模自然災害等による被災者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 退避・避難所等の運営

ア 重点市町及びその他の市町は、大規模自然災害等による避難所等の被害が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、重点市町の区域を越えた対応を行う。

ウ 県、重点市町及びその他の市町は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。

3-20-5 緊急被ばく医療

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、混乱が生じないように対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を策定する。

3-20-6 緊急輸送活動

- (1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、重点市町、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警察と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。
- (2) 県及び重点市町は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

3-20-7 救助・救急活動及び消火活動

県及び重点市町は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第 4 編 原子力災害中長期対策

第 1 章 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第 2 章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第 3 章 汚染の除去等

県は、国の指導・助言のもと、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第 4 章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表するものとする。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第 5 章 各種指示、制限措置の解除

4－5－1 各種指示の解除

県は、環境モニタリングの結果等から、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示を解除することが適当であると判断した場合には、国及び国の派遣専門家等の指導・助言及び指示に基づき、各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

る。

また、各放送機関及び地元ＣＡＴＶに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

４－５－２ 各種制限措置の解除

県は、環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の摂取及び出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、報道発表する等し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第６章 災害地域住民に係る記録等の作成

４－６－１ 災害地域住民の記録

県は、重点市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を、被災地住民登録票により記録することに協力するものとする。

４－６－２ 被害状況調査の実施

県は、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備するよう関係市町に指示し、これに協力する。

４－６－３ 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

県は、国及び重点市町と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図るものとする。

また、県は、国及び重点市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

４－６－４ 災害状況の記録

県は、災害の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録、原子力災害中長期対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存しておくものとする。

被災地住民登録票

第 号	ふりがな 氏 名			性 別								
				生年月日								
被災地住民登録票	職 業			年 齢								
	本 籍											
	現住所	TEL										
	避難指示 時にいた 場所	市 町 郡 村大字 字 番地										
		屋内（木造・鉄筋コンクリート・石造） 屋 外										
		事故現場から の距離（km）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21		22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	30～35		36～40	40～50								
	避難指示 直後の 行 動	0～10 分		10～20 分		20～30 分		30 分～1 時間				
		屋内・屋外		屋内・屋外		屋内・屋外		屋内・屋外				
		1 時間～1 時間 30 分		1 時間 30 分～2 時間		2 時間～2 時間 30 分		2 時間 30 分～3 時間				
		屋内・屋外		屋内・屋外		屋内・屋外		屋内・屋外				
	避難指示 時の身体 状況等	服 装				飲食の有無		有（ ）無				
		雨や水に濡れたか		有 無		妊娠の有無		有（ 週間目） 無				
放射線治療の有無		有 無		安定ヨウ素剤を飲んだかどうか		有 無						
甲状腺の病気の有無		有 無		ヨウ素アレルギーの有無		有 無						
R I 検査（核医学検査）の有無		有 無										
被ばく 程 度			未 処 置		処 置 済							
	皮 膚											
	衣 服											
	測定器・測定方法及び測定者											
除 染 そ の 他 措置状況	衣 服		A B（ 携行 支給 ）									
	身 体		A B C D									
	医療措置		A B C D E									
	被ばく当時の急性病状											
避難場所						この登録票について 1 この登録票は、将来医療措置や損害賠償の際に参考とするものですから、大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出て下さい。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。						
避難期間												
その他 参考事項												
発行年月日	平成 年 月 日											
発行者	〇 〇 市（町） 長 〇 〇 〇 〇 印											

（記載上の注意）
 衣服の欄 A 更衣せず
 身体 の欄 A 無処理
 医療措置欄 A 要せず
 B 更衣
 B 水による洗浄 C 洗剤により洗う D 特殊洗剤により洗う
 B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

第 7 章 風評被害等の影響の軽減

4－7－1 風評被害等の影響の軽減

県は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。

また、県は、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

第 8 章 被災者等の生活再建の支援

4－8－1 被災者等の生活再建

- (1) 県は、国及び重点市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、重点市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4－8－2 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ中小企業高度化資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 9 章 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第 1 0 章 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、県、重点市町、その他の市町、関係機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 1 1 章 原子力事業者の災害復旧対策

4－11－1 災害復旧対策計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

4－11－2 損害賠償請求等への対応

原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備するものとする。

4－11－3 県等の行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行い、国、県、重点市町に全面的に協力するものとする。

4－11－4 仮設住宅等の提供

原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

第 1 2 章 災害対策本部等の解散

4－12－1 国の原子力災害対策本部の廃止

国の原子力災害対策本部は、原災法第 2 1 条第 1 項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

4－12－2 県災害対策本部の解散

県災害対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び国派遣専門家等の指導・助言を得て、災害対策本部を解散するとともに、重点市町、その他の市町、関係機関等はその旨を通知するものとする。

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。